

第2次茨木市子ども読書活動推進計画
～子どもと本の出会いのために～



平成27年(2015年)3月



茨 木 市

子どもと本の出会いのために

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするものであり、人生をより深く生きる力を身につけていくために欠くことができないものです。また、1冊の本との出会いが、その後の人生を変えることもあります。

子どもが幼いころから、発達段階に応じて本と接し、本の面白さや楽しさに気づくことができるようになるには、周囲の大人が子どもの読書活動の意義を理解し、読書環境づくりに取り組む必要があります。

本計画策定にあたっては、子どもの読書活動の実態を把握するため、市内保育所・幼稚園・学校においてアンケート調査を実施し、子どもたちや保護者の皆様にご協力いただきました。また、パブリックコメントや図書館協議会においても、貴重なご意見やご提言をいただきました。

多くの皆様のご協力をいただき、ここに「第2次茨木市子ども読書活動推進計画」を策定することができました。

本市のすべての子どもたちがそれぞれの居場所で本と出会い、楽しみ、人生を豊かにしていくこと、そして読書によって得た知識や能力を活かし、未来へ羽ばたいていくことを願い、本計画に沿って取り組みを進めてまいります。

平成27年(2015年)3月
茨 木 市

目 次

	ページ
第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 国・府の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 計画の期間及び対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章 本市におけるこれまでの子ども読書活動推進の取組と成果・課題・・・・・・・・	5
1 前計画期間中の取組と成果・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 前計画期間（平成 17～21 年度）を終えての課題・・・・・・・・	11
3 前計画以後（平成 22～26 年度）の取組と成果・課題・・・・・・・・	12
第3章 子ども読書活動の現状	
～「子ども読書活動に関するアンケート」について・・・・・・・・	15
1 アンケートの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
2 小学2年生・小学5年生・中学2年生の読書活動の現状・・・・・・・・	16
3 4歳児の読書活動の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第4章 本計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
Ⅰ 子どもの読書機会の提供・充実と読書環境の整備・充実・・・・・・・・	28
Ⅱ 学校・地域等と市立図書館との連携による推進体制の整備・・・・・・・・	28
Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発・・・・・・・・	28
2 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

	ページ
第5章 計画の実現に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・	30
1 基本方針Ⅰ 子どもの読書機会の提供・充実と読書環境の整備・充実	30
(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供・充実	30
(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	35
2 基本方針Ⅱ 学校・地域等と市立図書館との連携による推進体制の整備	39
(1) 保育所・幼稚園・学校等と市立図書館との連携	39
(2) 地域における関係機関と市立図書館の連携	41
(3) 子どもの読書に関わる人材の育成	42
3 基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発	43
(1) 子どもの読書活動についての啓発・広報	43
(2) 多様な図書の情報提供	44
4 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	45
【資料編】	
1 子ども読書活動に関するアンケート調査結果（平成26年度）	47
2 茨木市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	62
3 子どもの読書活動の推進に関する法律	64

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の経過

本市では、平成 17 年（2005 年）3 月に「茨木市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成 17 年度（2005 年度）から平成 21 年度（2009 年度）までの 5 か年にわたって、保育所・幼稚園・学校・図書館などの関連機関や個人が連携を図って、子どもが読書に親しむための機会を提供するなど、様々な読書環境の整備に向けて取組を進めました。さらに計画終了後の平成 22 年度（2010 年度）からも、継続して子どもの読書活動を推進してきました。

前計画¹の策定から 10 年が経過した現在、その成果と課題を検証し、時代の変化にも対応するため、本市全体としての取組を明確にし、新たな指針を作成する必要があります。また今後さらに家庭、地域²、学校等³が連携し、本市全体で子どもの読書活動を推進するため、庁内に「茨木市子ども読書活動推進計画策定委員会」を設置して検討を重ね、ここに「第 2 次茨木市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

1 前計画：本計画では「茨木市子ども読書活動推進計画」（平成 17 年 3 月）を前計画と表記します。

2 地域：市立図書館、こども健康センター、青少年センター、教育センター、公民館、多世代交流センターおよびこれらの施設に係る職員・団体・ボランティア等を含む。

3 学校等：保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校、障害児通所事業所を含む。

2 国・府の動向

国は読書の重要性を考え、平成 12 年（2000 年）を「子ども読書年⁴」と決めました。

翌平成 13 年（2001 年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、その中で「市町村は国や都道府県が策定した基本計画・推進計画を基本として、独自の推進計画を策定するよう努めなければならない」とされています。

そしてこの法律に基づき、国は平成 14 年（2002 年）8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、平成 20 年（2008 年）3 月には「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成 25 年（2013 年）5 月には「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

これを受けて、大阪府は平成 15 年（2003 年）1 月、「大阪府子どもの読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス～」を策定し、「子どもの読書活動の推進に取り組むすべての大人たちの連携づくりをとおして、家庭や地域、学校や図書館などさまざまなところで、すべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、感性豊かに育つ読書環境をつくることをめざす」としました。平成 23 年（2011 年）3 月には「第 2 次大阪府子どもの読書活動推進計画」を策定しています。（次ページ「国・大阪府・茨木市の動向」参照）

4 子ども読書年：平成 11 年（1999 年）8 月、衆参両議院の議決により、平成 12 年（2000 年）の国際子ども図書館の開館に合わせて制定された。

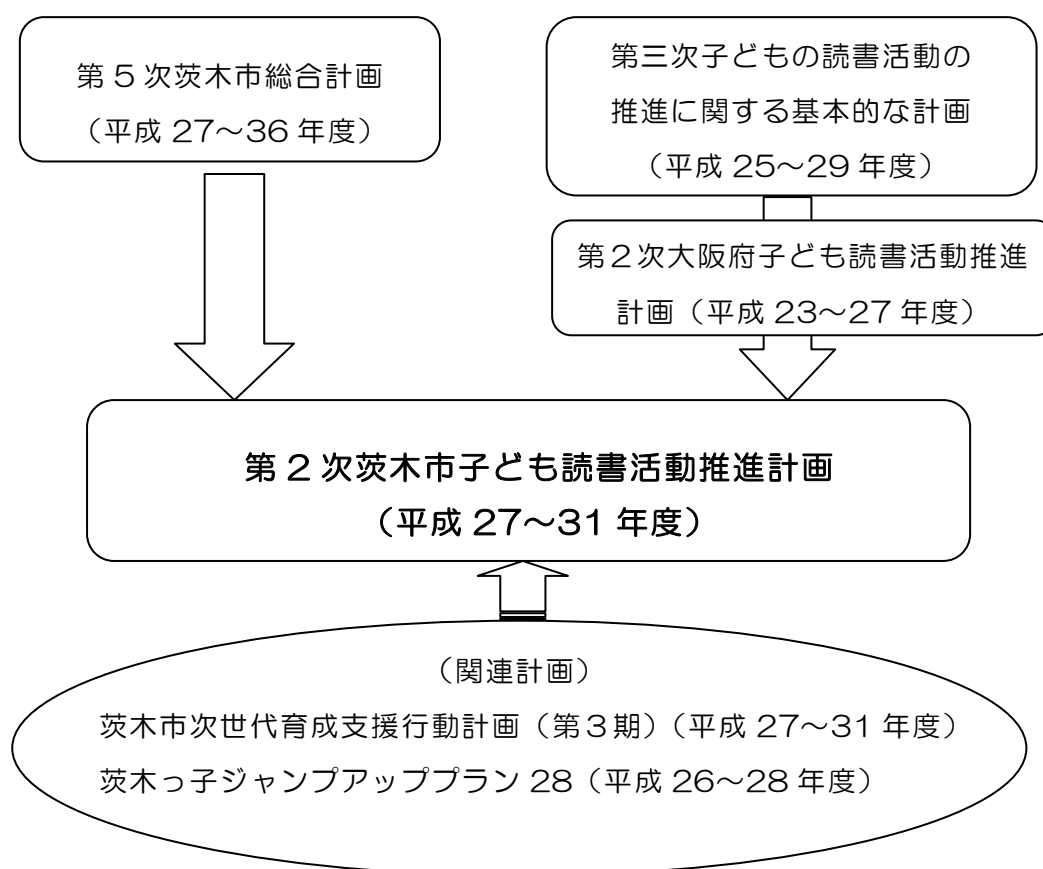
国・大阪府・茨木市の動向

年 月	国	大阪府	茨木市
平成11年8月	平成12年を「子ども読書年」とする衆参両院決議		
平成12年5月	国立国会図書館の支部図書館「国際子ども図書館」開館		
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行		
平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
平成15年1月		「大阪府子どもの読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス～」策定	
平成17年3月			「茨木市子ども読書活動推進計画ー子どもと本の出会いのためにー」を策定
平成17年7月	「文字・活字文化振興法」成立		
平成18年12月	「教育基本法」改正		
平成19年6月	「学校教育法」改正		
平成20年3月	「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
平成22年4月			「茨木市子ども読書活動推進計画 事業報告書」作成
平成23年3月		「第2次大阪府子どもの読書活動推進計画」策定	
平成25年5月	「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		

3 計画の位置づけ

本計画は平成 17 年（2005 年）3 月の「茨木市子ども読書活動推進計画」の後継計画であり、国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び大阪府の「第 2 次大阪府子どもの読書活動推進計画」の内容を踏まえています。

また、市の最上位計画である「第 5 次茨木市総合計画」の第 2 章「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」及び第 3 章「みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち」に関連した施策を示すものであり、関連計画である「茨木市次世代育成支援行動計画（第 3 期）」及び「茨木っ子ジャンプアッププラン 28」との整合性を図っています。



4 計画の期間及び対象

この計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）の 5 年間とします。

計画の対象については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 2 条において、「子ども」とは「おおむね 18 歳以下の者をいう」としていることから、本計画においても法の趣旨をふまえ、おおむね 18 歳以下の子どもを対象とします。また、子どもの読書活動の推進に関わる周囲の大人（保護者、教育・福祉・保健の行政関係者、地域の団体・ボランティアなど）も対象に含みます。

第2章 本市におけるこれまでの子ども読書活動推進の

取組と成果・課題

1 前計画期間中の取組と成果

「茨木市子ども読書活動推進計画事業報告書」（平成 22（2010 年）年 4 月）では、前計画期間におけるさまざまな取組の実施により、計画の 4 つの基本方針について次のような成果が得られたとしています。

茨木市子ども読書活動推進計画 4つの基本方針に基づく成果

読書機会の提供・読書環境の整備

図書館や学校、各施設において、絵本や読み物を多数購入し、読書機会の提供ができました。

乳幼児期から本に親しむ機会を提供し、読書環境の整備に取り組みました。

啓発・広報

地域での講演会・研修会の実施や、パンフレットの作成、特別講演会の実施などにより、読書の大切さを広く知らせることができました。

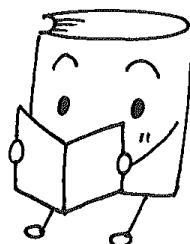
読み聞かせの技術を培うことができました。

ネットワークづくり

図書館を中心に、読書にかかわる人たちが連携して、各種事業を実施しました。

人材の育成

おはなしボランティアや学校図書館ボランティアを募集し、研修会を実施することにより、市内各地で活躍する人材を養成することができました。



「としょかんたろう」

前計画期間における保育所・幼稚園・学校、図書館、その他施設での主な取組と成果を以下に紹介します。

【学校における取組と成果】

- 平成 18 年度（2006 年度）から、教育委員会は学校図書館活用活性化モデル校を指定して学校図書館ボランティア⁵に対する有効な支援の在り方についての研究を進め、平成 21 年度（2009 年度）には 43 校に学校図書館ボランティア活動支援交付金を交付し、図書館活動活性化の一助となった。また、学校図書館ボランティア研修会を市立図書館と連携し、年 1 回実施した。
- 朝の読書時間などを利用した一斉読書⁶の取組について、その意義や特色ある活動を保護者や未実施校に広めることで、小学校で 100%、中学校で 87%の実施となった。
- 平成 21 年（2009 年）に「読書フェスティバル」を開催し、学校での特色ある取組の発表や、意見交流、講演会を行った。
- 教育委員会が、司書教諭⁷等連絡会を年 2～3 回開催し、講師を招いての研修会や、各校の実践交流など情報交換を行った。
- 全小・中学校が読書活動の年間計画を作成し、読書活動の意義を確認して、それに基づいて取組を進めた。
- より魅力的な学校図書館とするため、司書教諭・図書館担当教員・学校図書館ボランティアが協力し、環境整備（整理・配架・掲示・展示）や、図書館業務を行った。小学校については、学習・情報センター機能⁸及び読書センター機能⁹を持つ図書館として整備した。
- 障害のある子どもの読書活動について、効果的な指導の研究に取り組み、各校で子どもの実態に応じて本を整備するなど、本に親しむための工夫をした。

5 学校図書館ボランティア：学校図書館で図書の修理や展示、読み聞かせなどを行うボランティアのこと。

6 一斉読書：児童・生徒全員が席について、それぞれが一斉に読書すること。全員が一斉に行うことにより、本を読むことに抵抗があり、自分からは本を手にとらない子どもも読書の機会を持つことができ、本好きになるきっかけとなっている。

7 司書教諭：学校図書館法により、12 学級以上の規模の学校で置くこととされており、本市では全小・中学校で発令されている。学校図書館の専門的な職務を行うため、教諭のうち司書教諭資格を有する者の中から発令される。

8 学習・情報センター機能：児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する機能。

9 読書センター機能：児童・生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ自由な読書活動や読書指導の場であるという機能。

○各校において保護者対象の学級及び学年懇談会やPTAの会合などの中で、家庭での読書の意義について周知を図り、家庭学習の手引きや学校・学年だより等においても読書の大切さについて掲載した。



(一斉読書の様子)

【保育所における取組と成果】

○保育室に年齢に見合った絵本紹介のコーナーを設置し、季節や行事にあわせた内容の絵本を展示するなど、充実に努めた。

○子どもへの一斉読み聞かせ¹⁰だけでなく、一人ひとりの興味・関心にこたえられるよう1対1のふれあいを大切に、落ち着いて絵本に向き合えるよう場所や時間にも配慮した。

○絵本を通じて保護者と触れ合うきっかけづくりを大切にするため、絵本の貸出を行うとともに、絵本の内容や子どもたちに伝えたいことを「絵本だより¹¹」で保護者に知らせた。

○市立図書館で活動するおはなし会ボランティア¹²や地域のボランティアを招き、おはなし¹³や読み聞かせを実施した。

10 読み聞かせ：絵本を開いて、絵を見せながら読んで聞かせること。

11 絵本だより：保育所や幼稚園で作成している保護者向けのおたより。

12 おはなし会ボランティア：市立図書館のおはなし会で絵本の読み聞かせやおはなしの語りをするボランティアのこと。

13 おはなし：物語を覚えて、何も見ずに語ること。

【幼稚園における取組と成果】

- 読み聞かせの充実のため、研修等で絵本について年齢や時期などを検討した計画を作成し、行事等の活動にあわせて絵本や紙芝居を活用した。
- 長年読み継がれてきた絵本や子どもの興味や保育内容に適した本の追加購入や、本の買い換えなど、幼稚園文庫¹⁴を整備した。
- 市立図書館からのチラシやパンフレット、園で作成した「絵本だより」等を活用して保護者に対する啓発を行った。また「親子ふれあいタイム¹⁵」の設定や幼稚園文庫から本を借りる時に親子で選ぶようにするなど、親子で絵本を楽しむ機会を提供した。
- 未就園児の園舎・園庭開放¹⁶時等を利用して、市立図書館で活動するおはなし会ボランティアや地域のボランティアを招き、おはなしや読み聞かせ、絵本の貸出を実施した。



(幼稚園の絵本コーナー)



(幼稚園での読み聞かせの様子)

-
- 14 幼稚園文庫：幼稚園の遊戯室等の一部を利用して、園所有の絵本を常設し、子どもが自由に見たり、読んだりできる場をつくっている。また、このコーナーの絵本を活用し、絵本の貸出を実施している。
- 15 親子ふれあいタイム：親と子が一緒に絵本に触れたり、読み聞かせしたりすることを目的に、幼稚園が日程や曜日等を設定した時間。
- 16 未就園児の園舎・園庭開放：幼稚園において、未就園の幼児を対象に、子どもや保護者の交流の場として、また子育て支援として、園舎や園庭を開放しているもの。

【市立図書館における取組と成果】

- 子どもの本の充実のため、長年読み継がれている本の買い替えや、新たな調べ学習用図書を購入した。また乳幼児をはじめ、各年代の子どもを対象として、季節に関する本など、テーマを決めての特集コーナーを設け、様々な本に触れるきっかけづくりをした。
- 来館が困難な障害のある子どもへの郵送貸出サービスや、外国人の子どもが外国語絵本を検索しやすくするためのデータ整備を行い、すべての子どもが利用しやすい環境づくりに取り組んだ。
- おはなし会やおもちづくりなど、子どもの読書への動機づけとなるような行事や、読書活動を啓発する講演会・講習会等を実施し、広報や啓発に努めた。
- さまざまな場所で子どもが本に触れられる環境づくりのため、家庭・地域文庫¹⁷や、保育所・幼稚園・学校・学童保育室¹⁸、市民団体等への団体貸出¹⁹の充実を図った。
- 学校との連携を図り、授業等で必要な図書を団体貸出して物流システム²⁰で提供するとともに、依頼を受けておはなし会ボランティアを派遣した。また、学校図書館ボランティアを対象とした読み聞かせに関する講演会を実施した。
- 4か月児健康診査時のブックスタート事業²¹の実施や、年齢別ブックリストの作成・配付、絵本の選び方や読み聞かせについての講演会実施など、乳幼児期における読書の重要性について啓発を行った。

17 家庭・地域文庫：地域住民が運営する、私設の図書室。主な利用対象は子どもで、本の貸出などを行い、子どもと本の出会いの場をつくっている。

18 学童保育室：保護者が就労等により、放課後家庭に不在の小学校1～3年生の児童のうち、希望者を対象として学校の敷地内に専用教室を設けて遊び・成果の場を提供し、児童の健全育成を図っている。

19 団体貸出：市立図書館に登録した学校等や、公共的団体に対しての貸出のこと。

20 物流システム：市内全小・中学校を3ブロックに分け、学校間の図書の貸し借りや中央図書館の蔵書の貸出・返却を行うもの。

21 ブックスタート事業：こども健康センターで、4か月児健康診査を受診した乳児と保護者を対象に絵本を介して楽しく穏やかなひと時を持ってもらうことを目的に、4種類の絵本の中から1冊を手渡ししている。



(ブックスタート事業風景)



【地域の公共施設における取組と成果】

- 男女共生センターローズWAMでは、子育て支援講座などにおいて、親子で本と触れ合える機会の充実に努めた。
- こども健康センターでは、平成 19 年度（2007 年度）から市立図書館やおはなし会ボランティアと連携してブックスタート事業を開始し、乳幼児期から親子で絵本に触れ合うことの大切さを啓発し、絵本についての情報提供を行った。また乳幼児向け絵本を収集し、乳幼児健康診査²²時に自由に手に取ることができるようにした。
- 公民館では、子どもの読書活動啓発のため絵本の読み聞かせ講習会を実施した。
- 青少年センターでは、子どもたちが本に親しむ機会を提供するため、図書コーナーを設置するとともに、おはなし会を実施した。

22 乳幼児健康診査：こども健康センターでは、乳幼児健康診査の中でも4か月児、1歳8か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を実施している。

2 前計画期間（平成 17～21 年度）を終えての課題

前計画期間の取組について、それぞれの施設で挙げられた課題は次のとおりです。

【学校における課題】

- 学校図書館ボランティアの人数・活動規模等に、学校間で差がある。
- 一斉読書の取組や、読書活動の年間計画など、実施できているが形式化・形骸化しないように取り組む必要がある。
- 司書教諭が担任としての業務や教科指導等もあるため、図書館業務に専念できる時間が限られている。

【保育所における課題】

- 幼児の読み聞かせについて、全体や小グループで実施しているが、一人ひとりにゆっくり時間を取ることができない現状がある。

【幼稚園における課題】

- 教職員に対し読み聞かせの技術や絵本選択に関する研修が必要である。
- 各園での取組内容や実施回数が異なるため、情報交流・共有をする必要がある。
- 園舎・園庭開放時のおはなし会や絵本の読み聞かせ会では、参加者は他の遊びに興味があり、参加人数が伸びない。

【市立図書館における課題】

- 乳幼児期ではブックスタート後から保育所や幼稚園に通うまでの年代、児童・生徒では高学年や中学生以上対象の行事が少なくなっている。
- 小・中学校への団体貸出やおはなし会ボランティアの派遣を行っているが、学校図書館を授業で活用し、児童・生徒・教諭からの図書の要望に応えるため、市立図書館司書の専門的な情報提供ができるよう、さらなる連携が必要である。
- 学校図書館ボランティア、おはなし会ボランティア以外に子どもの読書活動に関わるボランティアについても、今後連携して子どもの読書活動を推進するため、活動内容等について研究をする必要がある。
- 子どもの読書相談や調べ学習に対応するため、業務にあたる職員のスキルアップが必要である。

【地域の公共施設における課題】

- 男女共生センターローズWAMでは、男女共同参画の視点を取り入れた、子どもにとって魅力的な絵本や図書の選定と、それを有効活用した一時保育や講座等の実施が必要である。
- こども健康センターでは、乳幼児が自由に手にとれる本を設置しているが傷みが目立つ状態になっているので、補強や修理が必要である。
- 公民館では、読み聞かせに関する講座や講習会を今後さらに拡充するため、周知方法を検討する必要がある。
- 青少年センターでは、青少年が気軽に読書できるような図書コーナーをめざしているが、蔵書の更新ができていない。

3 前計画以後（平成 22～26 年度）の取組と成果・課題

前計画期間終了後から、これまでの新たな取組と成果、及び課題は以下のとおりです。

【学校における取組と成果・課題】

- 平成 26 年度（2014 年度）から、全小・中学校に学校図書館支援員²³を配置し、授業で活用する資料を準備するなど、授業における図書館活用が進んだ。今後校内における位置づけや、人材活用について研究が必要である。

【幼稚園における取組と成果・課題】

- 園舎・園庭開放時に絵本の貸出を行い、参加者は幼稚園で本を借りることを楽しんでいるが、限定された日のみの利用であるため、今後の工夫が必要である。また、保護者対象の育児関連図書も貸出の対象であるが、蔵書を充実する必要がある。

23 学校図書館支援員：司書教諭、学校図書館ボランティアと連携して学校図書館の環境整備（本棚の整理・掲示・展示）や授業で使用する図書の準備などを行う。

【市立図書館における取組と成果・課題】

- 乳幼児の保護者対象に読み聞かせのポイントやおすすめ図書を紹介する講座を開催し、読書の効果や重要性を伝えるなど、乳幼児期から本に親しむ環境づくりを促進した。今後は保護者と乳幼児が参加しやすい場所や時間帯を検討するなどの工夫が必要である。
- 中学生と協働でおもちゃづくりや演劇などの行事を実施し、学校との連携を図った。中学生主体で実施したため、参加した生徒の達成感につながったが、周知方法などを検討し、図書館利用促進につなげる必要がある。
- 1歳～3歳向けのおはなし会を増やし、毎月の定例的な実施に加え、季節のイベントを開催することで、おはなし会に参加したことがない子どもたちが来館するきっかけとなった。今後もより多くの子どもが参加できるよう、さまざまなイベントや内容を検討する必要がある。

【地域の公共施設における取組と成果・課題】

- 川端康成文学館では、主に川端文学に親しみ、次世代に読み継がれるよう「川端康成って知ってる?」、「小・中学校時代の康成」など子ども向けの企画展や「川端康成の愛した美しい日本」をテーマに俳句コンクールを実施した。課題としては、訪れた子どもたちが川端文学に親しみやすいよう川端康成が中学時代まで茨木市で過ごしたこと、どのように作品を執筆したか知ってもらえるよう子どもたちに分かりやすい講座等の実施が必要である。
- 男女共生センターローズ WAM では、「こどものへや」の前に絵本スペース「さんかくコーナー」を設置し、子どもたちが安心して絵本を楽しむ場所を提供した。また、主催講座の一時保育実施時に、絵本の読み聞かせを行った。
- こども健康センターでは、4か月児健康診査未受診者の家庭を訪問する機会に、ブックスタート事業の絵本の配付に努めている。また、乳幼児健康診査の際、スタッフが絵本の読み聞かせを実施している。いずれも読書習慣のきっかけとなっているかは検証が難しい。

○青少年センターでは、文学全集や図鑑、絵本などを集めた図書コーナーを設けて、平成 24 年度（2012 年度）から希望者に図書コーナーの図書の貸出を行っている。今後、青少年が気軽に読書できるような図書コーナーをめざして、市立図書館のリサイクル図書²⁴を活用するなど蔵書の充実を図る必要がある。

○教育センターでは、待合室及び分室のふれあい教室に図書コーナーを設置し、子どもたちが本に親しむ機会を提供した。また、ふれあい教室ではおはなし会や朗読会などの活動も実施している。



（男女共生センターローズWAM
さんかくコーナー）



（教育センター図書コーナー）

これまでの取組の中で、前計画期間の4つの基本方針のうち「読書機会の提供・読書環境の整備」及び「人材の育成」については一定の成果が得られたものの、子どもの身近に読みたくなる本とそれを手渡す人がいるという読書環境づくりに向けて、共通の課題があることがわかります。

「ネットワークづくり」については、各種事業を実施する中で関連機関の連携を図ってきましたが、日々の活動内容や業務についての情報共有・情報交換が継続できていない部分があります。

また、「啓発・広報」については多数の講演会・講習会などを実施する中で周知方法や内容の工夫が必要ながことが挙げられました。子ども自身や周りの大人に、より広く情報が届くよう、継続して取り組んでいく必要があります。

24 リサイクル図書：市立図書館の蔵書のうち、利用回数が少なくなり、不要となったものを市民や関係施設等に譲与するもの。

第3章 子ども読書活動の現状

～「子ども読書活動に関するアンケート」について

子どもの読書活動は、今、どうなっているのでしょうか。

平成26年（2014年）に全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で実施した「第60回学校読書調査²⁵」において、1か月間に読んだ本（教科書・参考書・マンガ・雑誌を除く）の全国平均冊数は小学生11.4冊、中学生3.9冊、高校生1.6冊という結果でした。また、読んだ冊数が0冊の「不読者」は小学生3.8%、中学生15.0%、高校生48.7%となっています。

さらに同じく文部科学省が実施した「平成26年度全国学力・学習状況調査²⁶」の読書に関する調査結果では、「読書は好きですか？」という質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童・生徒は、全国で小学生73.0%・中学生69.4%となりました。また学校の授業時間以外で読書をまったくしない児童・生徒の割合は、全国で小学生19.3%・中学生34.3%となっており、いずれの調査結果でも年齢が上がるごとに読書離れの傾向が強くなっています。

以上のような調査結果をふまえつつ、今回の計画策定に際し、茨木市における子どもの読書活動の実態を把握し、読書活動を推進していくうえでの資料とするため、以下のとおり「子ども読書活動に関するアンケート」を実施しました。

1 アンケートの概要

調査時期：平成26年（2014年）8月下旬～9月初旬

アンケートの対象：市立小学校2年生及び5年生と、市立中学校2年生、
（市内・小・中学校の半数以上を抽出）
市立保育所・幼稚園の4歳児の保護者

25 学校読書調査：全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で、1954年から小学生（4年生以上）・中学生・高校生を対象に毎年行っている読書調査。子どもの読書に関する長年にわたる定点観測としてのデータであり、毎年1万人以上の児童・生徒を対象に調査している。

26 全国学力・学習状況調査：文部科学省が平成19年度から実施している、全国的に児童・生徒の学力や学習状況を把握するための調査。小学6年生と中学3年生が対象で、教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）と生活習慣や学校環境に関する質問紙調査がある。

サンプル数：小学 2 年生 1,459 人、小学 5 年生 1,480 人

中学 2 年生 1,426 人

4 歳児の保護者（市立保育所 186 人、市立幼稚園 524 人）

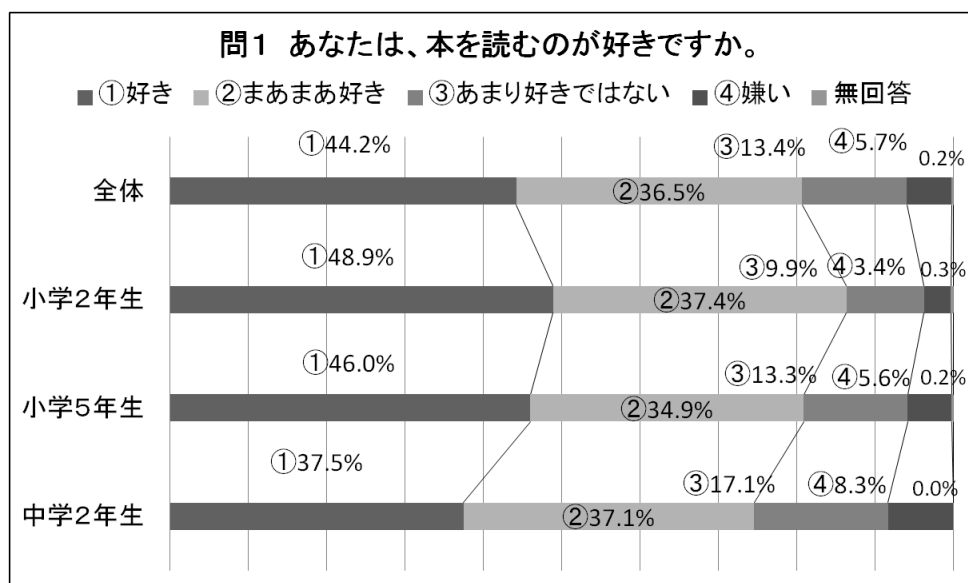
調査結果の詳細については、資料編をご覧ください。

2 小学 2 年生・小学 5 年生・中学 2 年生の読書活動の現状

【読書に対する意識】

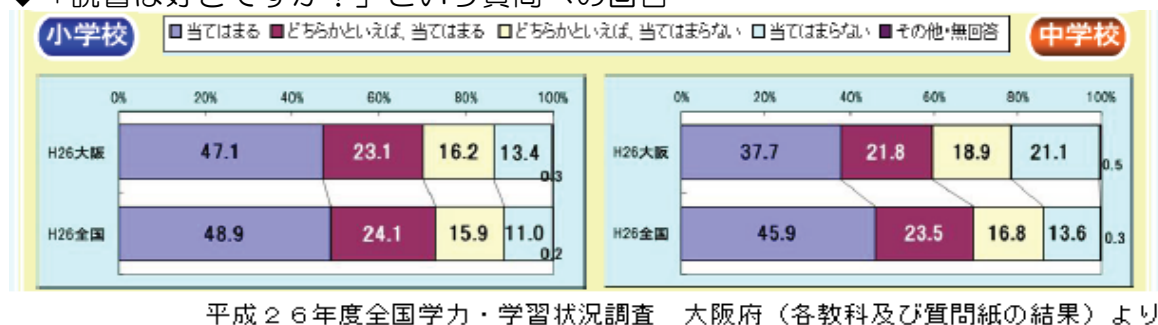
「あなたは、本を読むのが好きですか。」という質問に対しては、学年があがるごとに「好き」「まあまあ好き」が減っていく結果となりました（小学 2 年生 86.3%、5 年生 80.9%、中学 2 年生 74.6%）。【図 1】

これには前述の「平成 26 年度全国学力・学習状況調査」の結果と同じ傾向が表れています。【図 2】



【図 1】

◆「読書は好きですか？」という質問への回答



【図2】

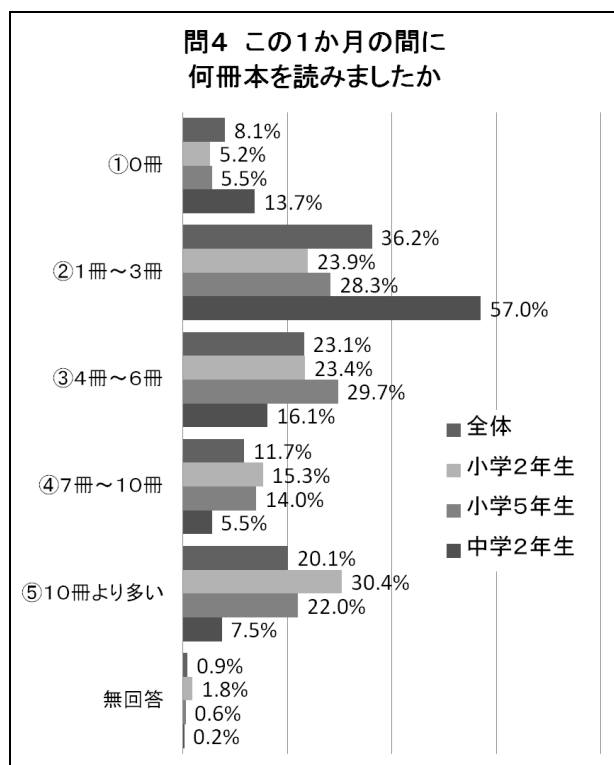
しかしながら、全体の80%近くの児童・生徒は「好き」「まあまあ好き」と回答しています。

小さい頃に家の人から本を読んでもらった児童・生徒は、全体で80%を超え、保護者の読み聞かせに対する意識の高さが伺えます。

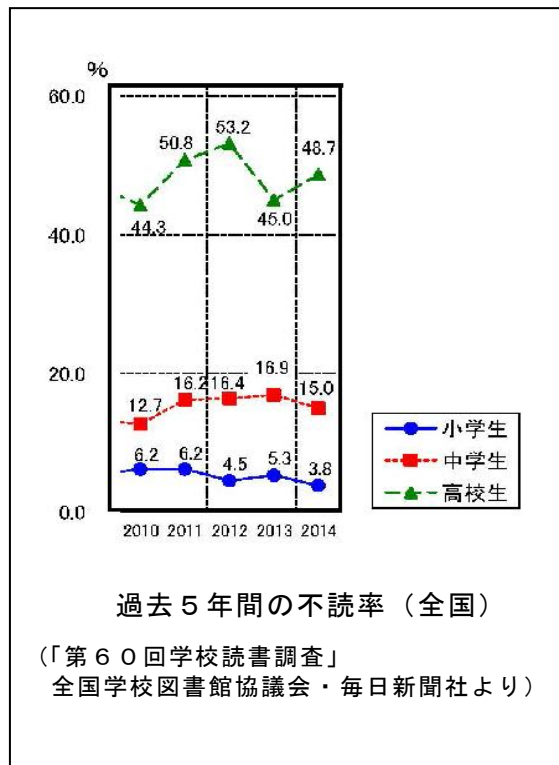
【読書の頻度と量】

読書の頻度についての質問では、小学生は、週に1～2日が最も多くなりました。一方、中学2年生では週5～6日が最も多く、「毎日」とあわせると45%程度になります。本市では全小・中学校で一斉読書に取り組んでおり、小学校では週1～2回、中学校では毎日始業前に10分～15分程度全員が読書をしています。そのため、「0日」という回答がいずれの学年でもありましたが、質問内容を家庭での読書の頻度と捉えた児童・生徒がいたのではないかと考えられます。

読書の量については、「1か月の間に何冊本を読みましたか」という質問に小学2年生では30.4%が「10冊より多い」と回答しています。この中には、保護者が読み聞かせる冊数も含まれていることも考えられます。一方中学2年生では「1～3冊」が57%でもっとも多く、「0冊」の回答も中学2年生が13.7%と他の学年に比べて比率が高くなっており、複雑な内容やページ数の多い本を読んでいるなどの理由が考えられますが、読書量の少なさが目立ちます。「学校読書調査」では、高校生になるとさらに不読率が高くなる結果も出ており、読書から離れがちな年代に対する、これまで以上の対策が求められます。【図3】【図4】



【図 3】



【図 4】

「0冊」と答えた児童・生徒の割合を全国平均と比較すると、中学生では平均を下回るものの、小学生で全国平均よりも高くなっており、いずれの学年においても不読率を減らしていくことが課題です。

本を読まなかった理由のうち、全体で最も多かったのは「読みたい本がないから」という回答でした。

学年別では、小学生は「友だちと遊ぶから」「ゲームをするから」が多く、特に5年生で際立っています。中学2年生では、「本が好きではないから」が最も多く50%近くにのぼり、ここでも中学生の読書離れ傾向が現れています。

【本や情報の入手経路・探し方】

子どもたちが読みたい本を手に入れる手段としては、「買う」という回答は学年があがるごとに増えています。また中学2年生では1割がインターネット通販ですが、大多数は書店で購入しています。

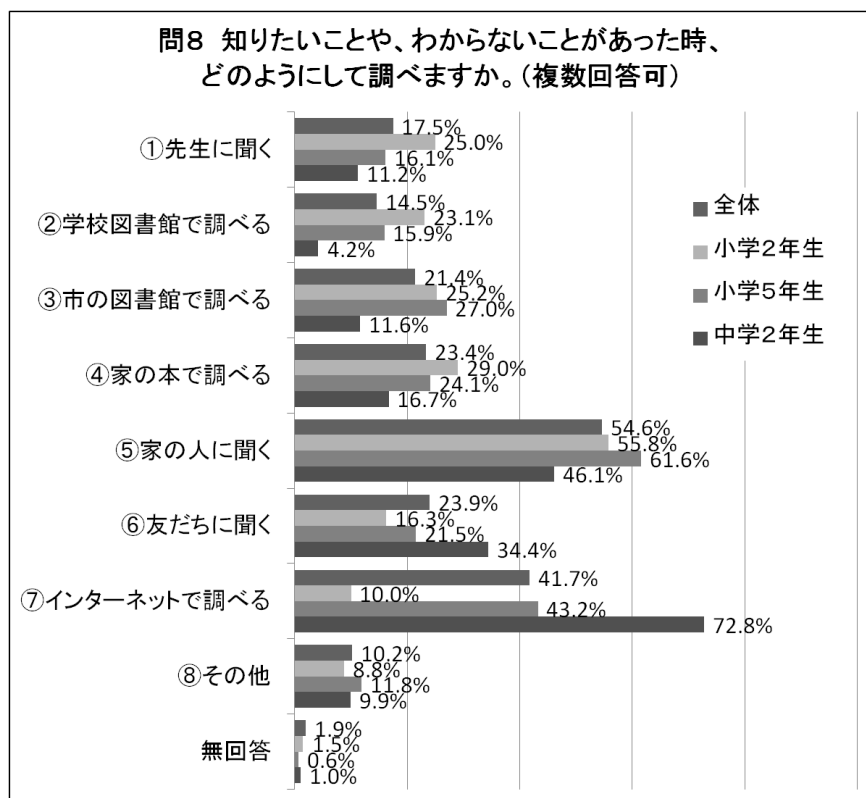
「借りる」という回答では、小学生は学校図書館や市立図書館を利用しており、友だち間の貸し借りは少ないですが、中学2年生は逆になっています。学校図書館の利用では小学2年生が52%、小学5年生が49.5%に対し、中学2年生は17.1%となっており、利用率の低さが目立ちます。

読みたい本の探し方は、小学生では学校図書館や市立図書館で探す比率が高いが、中学2年生は本屋や友だち・インターネットで探す比率が高くなってい

ます。ここでも中学2年生の学校図書館利用率が低い結果となりました。

知りたいことや、わからないことがあった時、小学2年生・5年生は「家の人に聞く」、中学2年生は「インターネットで調べる」「友達に聞く」が多くなっています。

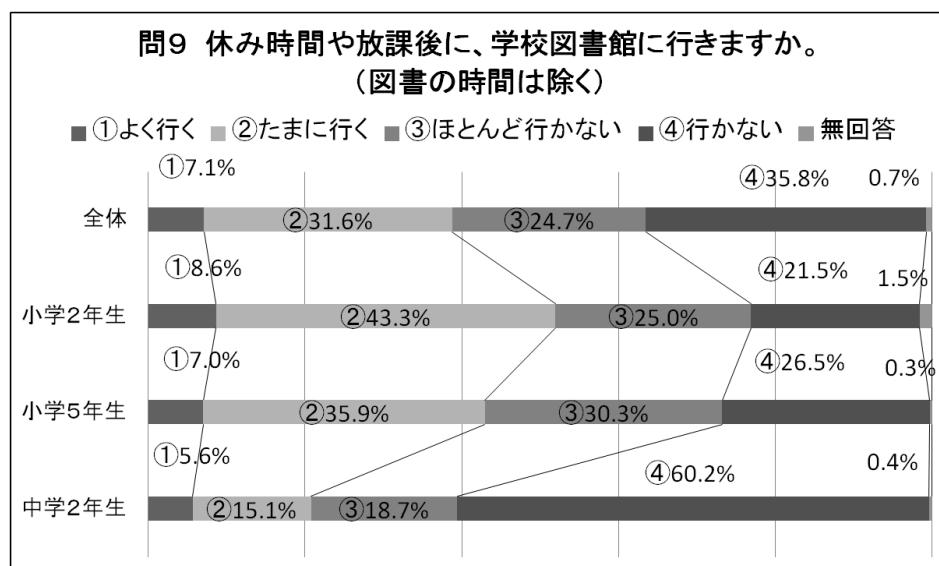
学校図書館や市立図書館で調べる、先生に聞くという答えは他の選択肢と比べて低い結果になりました。【図5】



【図5】

【学校図書館・市立図書館の利用について】

学校の図書館に「行かない」児童・生徒は学年があがるごとに増加しています。中学2年生では60%が行かないと答えており、学校図書館利用の低下が顕著です。【図6】



【図6】

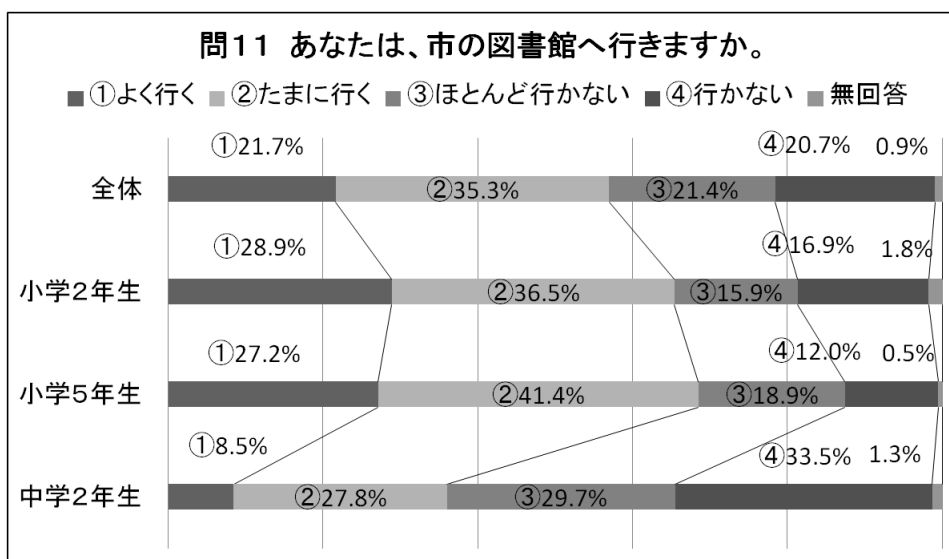
学校図書館に行かない理由について、全体では「他の遊びをしたい」という回答が多くなりました。中学2年生では「習い事や塾、部活や委員会がある」という回答も多い結果になりました。

茨木市では、平成26年度(2014年度)から市内すべての小・中学校に学校図書館支援員が配置されました。今後、子どもたちの身近な読書の拠点として学校図書館が活性化していくことが期待されます。

市立図書館の利用についても、中学2年生になると利用の頻度が大きく下がっていることがわかります。【図7】

市立図書館による平成25年度(2013年度)の貸出統計では、中学生(12～14歳)の利用状況は、貸出人数が小学生(6～11歳)の約33%、貸出冊数が小学生の24%という結果が出ています。

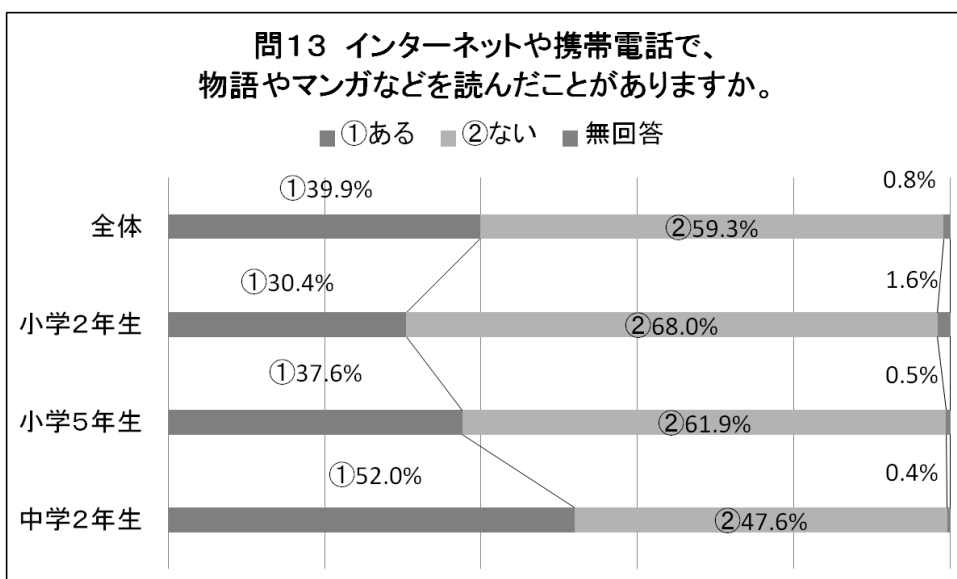
市立図書館に行かない理由では「時間がない」「図書館が遠い」という回答がすべての学年で多くなっていますが、中学2年生では「本を読みたくない」が23%と高い値になっています。



【図 7】

【図書などの紙媒体以外での読書】

インターネットを利用した読書の経験は、学年があがるごとに比率が上がり、中学生では半数が「ある」との結果になりました。読書離れのなかにも、別の形で活字を読んでいる子どもがいることがわかります。【図8】



【図 8】

【アンケート結果から見えてきた課題】

子どもたちは、学年があがるにつれ、読書の量が減り、学校図書館や市立図書館からも遠のいています。

子どもたちが興味を惹かれる本と、日常生活の中で出会い、自発的に読書を楽しめる環境を作っていくことが課題です。

また、現代の子どもたちにとって、調べ物に活用するほか、新しい読書の形としても、インターネットが身近なものとなっていることもわかりました。

急速に情報化が進み、社会状況が複雑化する現代において、インターネットはとても便利な道具となります。しかし、時には正しくない内容も含んだ膨大な情報が行きかう中で、個人が自発的に学ぼうとする習慣や、必要な情報を取捨選択する能力を身につけなければ、これを有効に活用していくことは難しいと考えられます。

読書活動の推進によって、子どもたちの情報リテラシー²⁷を育てていくことが求められます。

また、子どものインターネット利用については、有害な情報へのアクセスを招く可能性もありますが、適切な利用方法を学ぶ機会を設けたうえで、調べ物や読書媒体として有効に活用していくことが重要です。

27 情報リテラシー：情報を使いこなす能力のこと。大量の情報の中から必要なものを選び出し、分析・活用するための知識や技能を指す。

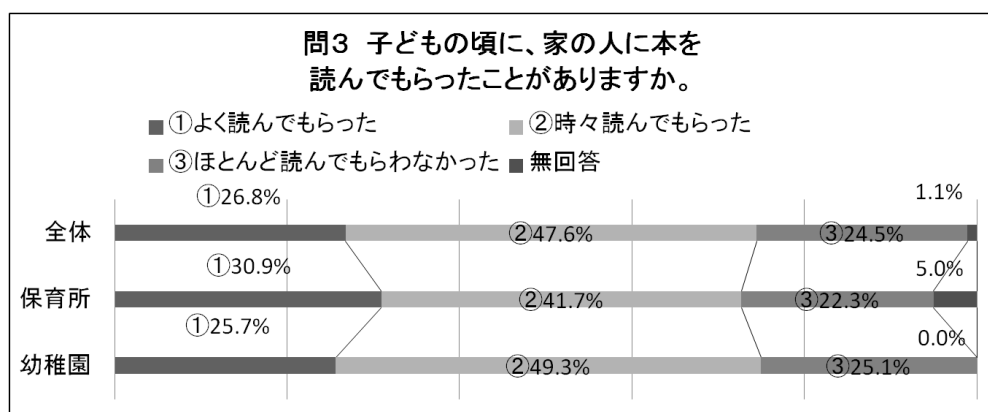
3 4 歳児の読書活動の現状

【保護者の認識】

保育所・幼稚園の4歳児の保護者のうち 98.4%が、「子どもが本を読むことや本に興味をもつことは、子どもの成長に必要なこと」と考えていることがわかりました。

また、保護者のうち 90%以上が自身も本を読むことが好きで、70%以上が子どもの頃に親から本を読んでもらったと回答しています。【図9】

多くの保護者が、子どもの読書の重要性を認識し、また自身も読書に親しんでいることが伺えます。



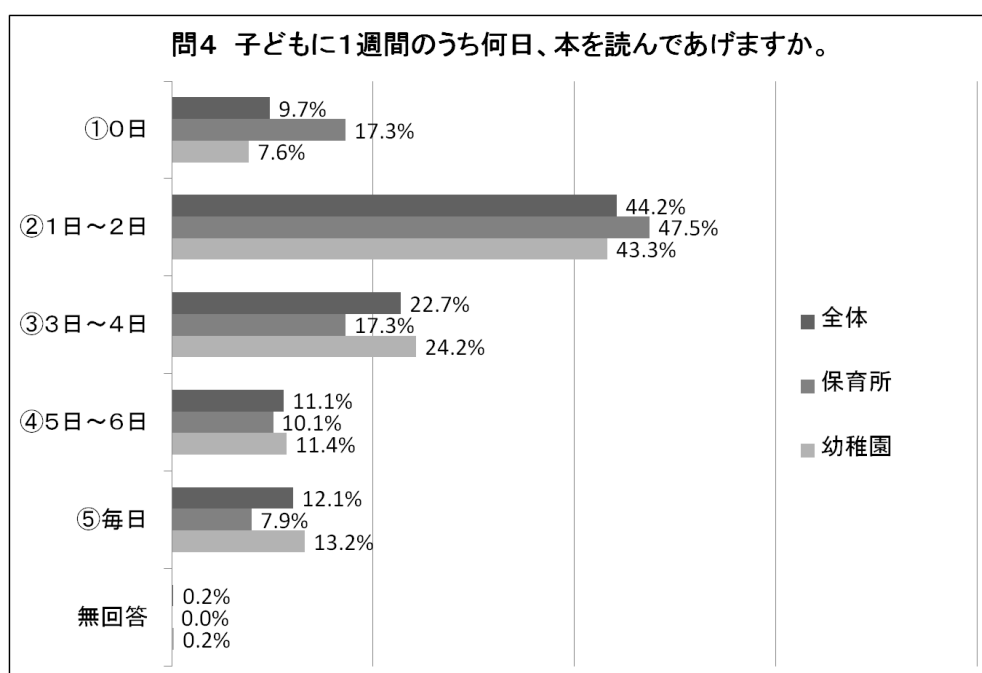
【図9】

【家庭での読書の現状】

一方で、仕事や家事の忙しさや、時間がないなどの理由で、子どもに本を読み聞かせをすることが難しいと感じている保護者も多いことがわかりました。

子どもに本を読み聞かせる頻度については、保育所の保護者・幼稚園の保護者とも週に「1日～2日」が最も多い結果になりました。

週に「0日」は保育所の保護者が幼稚園の保護者の2倍以上、3日以上の回答は幼稚園の保護者に多く、保護者の就労状況等によって、子どもの読書の頻度にも差が出ています。【図10】



【図10】

「子どもに最近1か月で何冊本を読んであげましたか」という質問への回答では、保育所の保護者では1～3冊、幼稚園の保護者では11冊以上が最も多く、こちらも保育所の保護者と幼稚園の保護者との間で差が見られました。

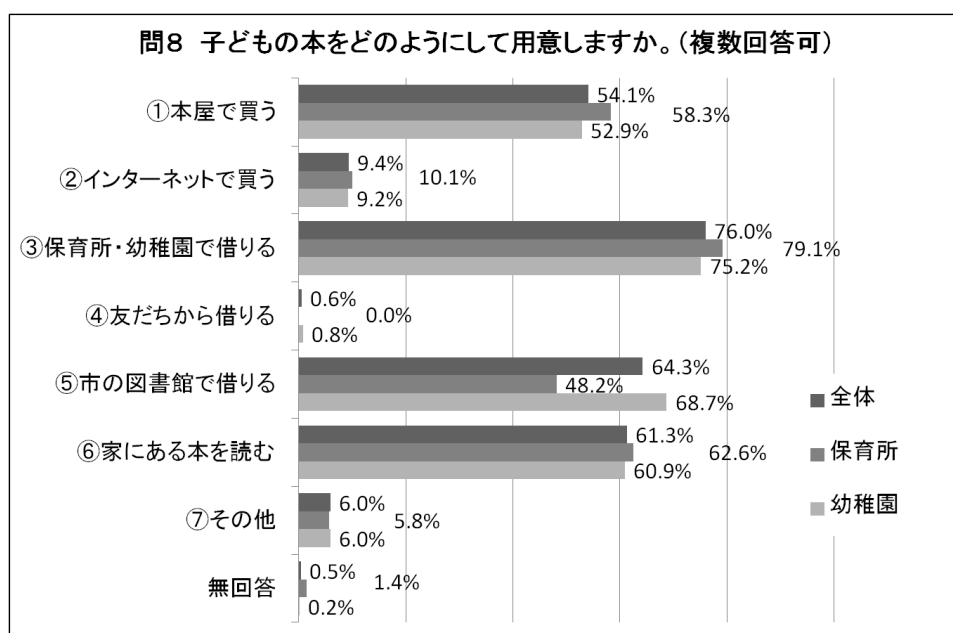
子どもに本を読まなかった理由として、「仕事が忙しい」「家事が忙しい」「テレビやDVDが見たい」などが多くなっています。「仕事が忙しい」は幼稚園の保護者より保育所の保護者のほうが比率の高い結果となりました。

この質問については保育所の保護者・幼稚園の保護者ともに「その他」の回答が多く、背景に多様な要因があると思われます。

【子どもと本との出会い】

絵本を読み聞かせる時間は、親子の大切なふれあいの時間であり、「あなたの子どもは、本を読んでもらうことが好きですか」という質問には90%以上の保護者が「好き」「まあまあ好き」と回答しました。

また、子どもの本を用意する手段としては、「保育所・幼稚園で借りる」が最も多い結果となりました。【図11】



【図11】

保育所・幼稚園では日常的に絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。子どもたちにとって身近な場所である保育所・幼稚園が、本と出会える重要な場所になっていることがわかります。

子どもの本の選び方については、保育所・幼稚園それぞれの保護者で大きな違いはなく、多くが「子どもが読んで欲しいと言った本」「子どもの喜びそうな本」を選んでいきます。保育所・幼稚園や市立図書館において、本が子どもや保護者の目に留まりやすく、自分で選ぶことができるような配置にしておくことが有効と言えます。

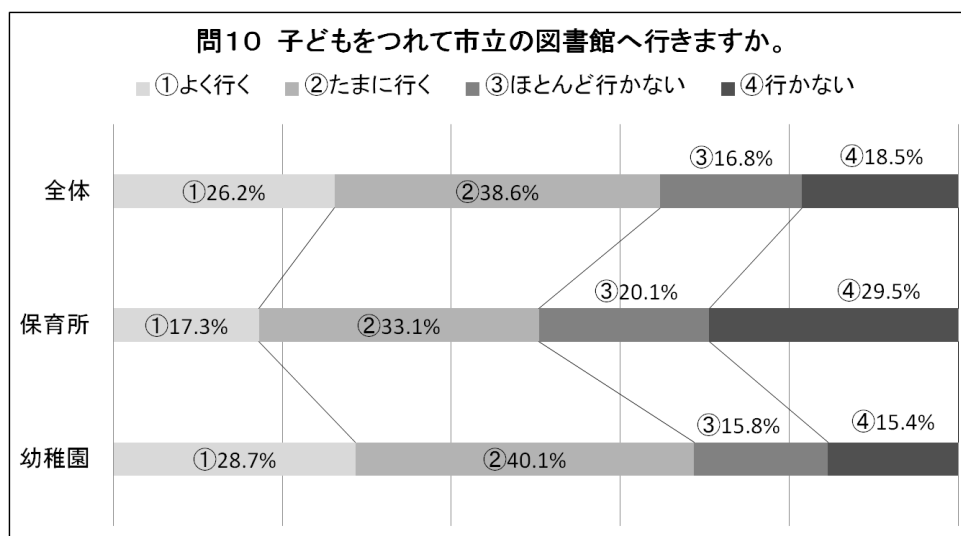
保育所・幼稚園の先生や、図書館司書に相談するという選択肢は低くなっていますが、その中で図書館のおすすめ本を紹介したブックリストを参考にするという意見は友達の意見より比率が高く、「専門家がすすめるもの」「図書の情報」への需要があると考えられます。

【市立図書館の利用】

「子どもをつれて市立の図書館へ行きますか」という質問については、幼稚園の保護者が「よく行く」「たまに行く」をあわせて 68.8%、保育所の保護者は 50.4%となりました。「行かない」と答えた保護者は保育所で 29.5%と、幼稚園の保護者の約 2 倍となっています。【図 12】

市立図書館に行かない理由は、保育所の保護者では「時間がない」、幼稚園の保護者では「図書館が遠い」などが多く挙げられました。

様々な企画・行事を実施することで、市立図書館を利用したことがない子どもが足を運ぶきっかけをつくることが重要です。

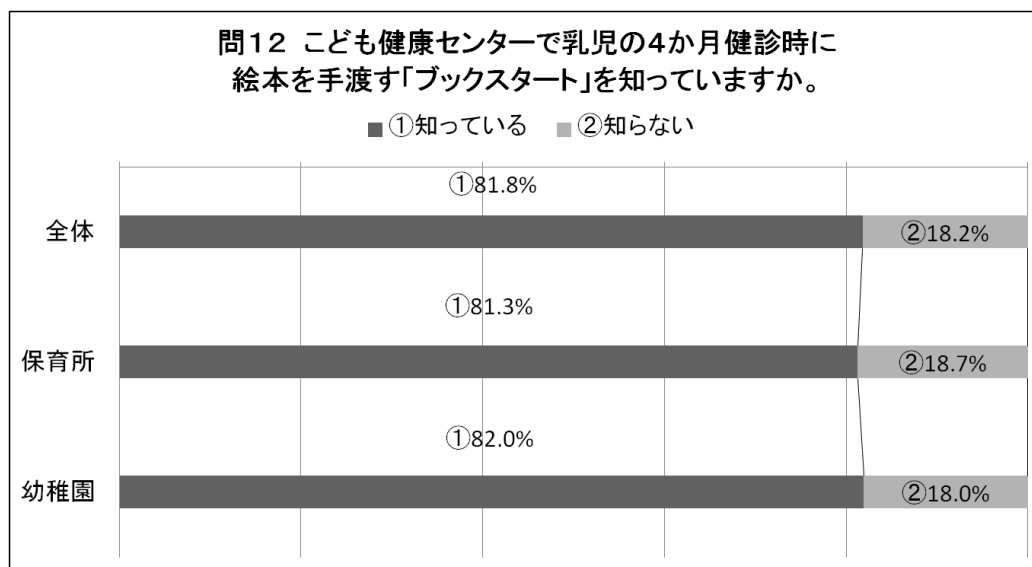


【図 12】

【ブックスタート事業】

「ブックスタートを知っていますか。」という質問には、８０％以上の保護者が「知っている」と回答しました。【図 13】

本市におけるブックスタート事業は平成 19 年（2007 年）４月から始まっており、本を手渡すだけでなく、絵本を介した親子のふれあいの大切さについて保護者に伝えています。



【図 13】

【アンケート結果から見えてきた課題】

多くの保護者が子どもの読書の重要性を認識しながら、仕事や家事で忙しく、読み聞かせをすることが難しい状況があると考えられます。それでも子どもたちの多くは本を読んでもらうことが好きで、保育所や幼稚園で本を借り、読み聞かせを体験しています。一番身近な保育所・幼稚園の読書環境を整備することで、子どもたちの読書がより豊かなものになると考えられます。

子どもの読書活動は乳幼児期からの読み聞かせなど、家庭での読書習慣づくりが重要です。ブックスタート事業で絵本を手渡した後も、保育所・幼稚園に入るまで継続して読書活動を推進し、子どもが自主的に読書を行う習慣を身につけていける環境づくりに努める必要があります。

第4章 本計画の基本方針

読書は、子どもが自ら考え、自ら行動する大人に成長するために必要な知識や教養を身につける重要なきっかけになります。読書を通じて、子どもは読解力や創造力、思考力、表現力等を養い、知識を獲得し、多様な文化を理解することができます。また、図鑑等調べ物の本を読む中で、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、知的好奇心や探求心を深めていきます。

近年、急速に進展する情報化や、社会状況が複雑化する中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣や情報を取捨選択する能力を身につけていくことは大変重要です。

そこで本計画では、前の章で挙げた前計画期間における課題や、アンケート結果を踏まえて、本市のすべての子どもが自ら進んで読書する習慣を身につけることができるよう、下記の3つの基本方針に沿って取組を進めます。それぞれの方針は、さらに具体的な取組へと細分化します（次ページ「計画の体系」参照）。

1 基本方針

I 子どもの読書機会の提供・充実と読書環境の整備・充実

乳幼児期からの読書の環境づくりに努めます。

読書のきっかけとなる場や本に親しむ機会を提供することで、すべての子どもが発達段階に応じて読書の楽しさを見出し、自主的に読書を行う習慣が身につけられるよう、子どもの読書環境の整備と充実を図ります。

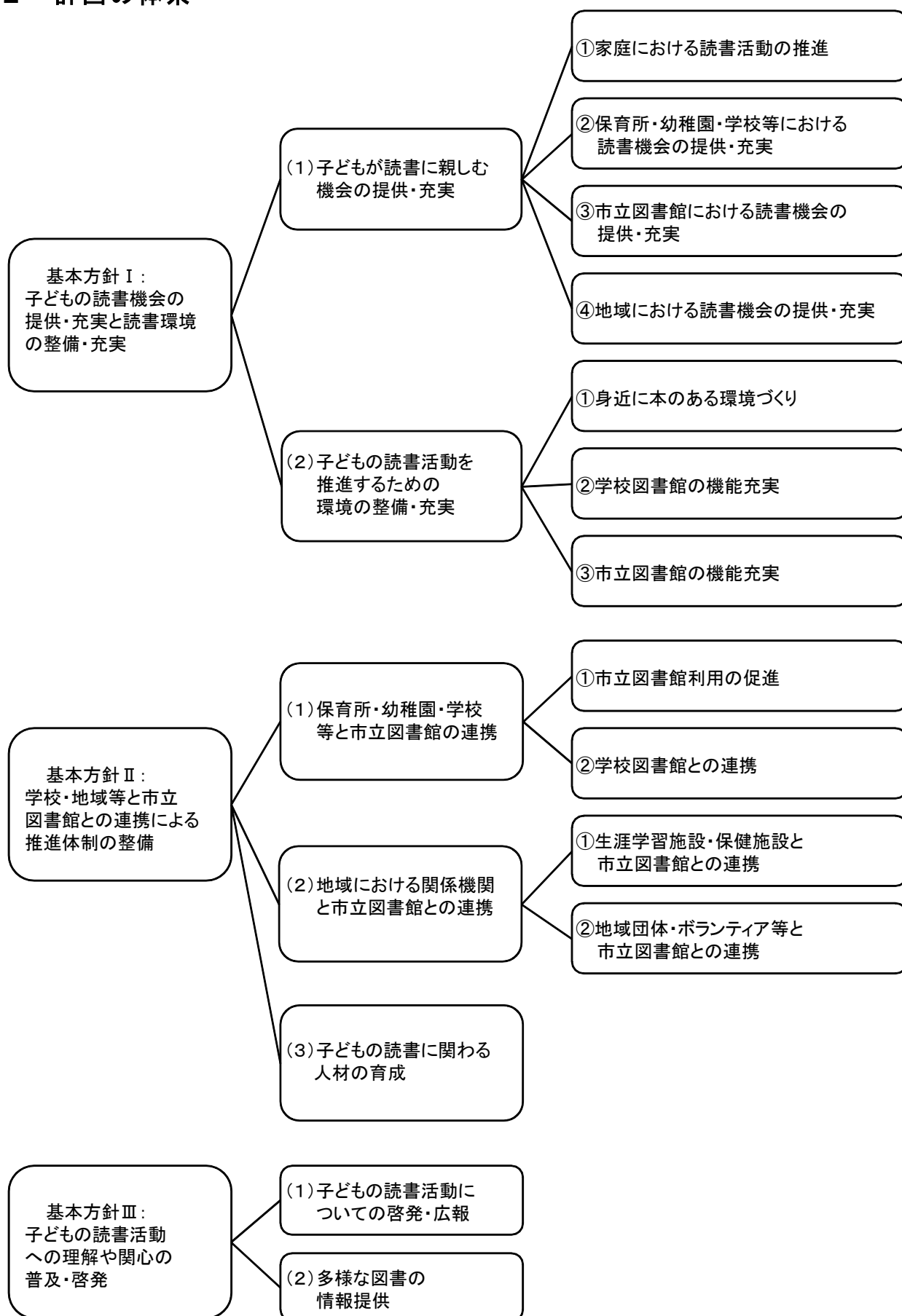
II 学校・地域等と市立図書館との連携による推進体制の整備

学校・地域等の関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、市立図書館と連携・協力しながら社会全体が一体となって、子どもの自主的な読書活動を推進するための体制を整備します。

III 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発

保護者をはじめとする、子どもにとって身近な大人の読書活動への理解と関心を高めるため、読書活動の意義や重要性について、広く普及啓発活動を実施します。

2 計画の体系



第5章 計画の実現に向けた取組

計画の実現に向けた取組を以下に示します。

1 基本方針Ⅰ 子どもの読書機会の提供・充実と読書環境の整備・充実

子どもが読書について興味・関心が持てるようにするには、発達段階に応じて子どもが容易に本に親しめる環境を整備していくことが大切です。

まだ文字を読めない乳幼児期から、身近な大人と本を介してのふれあいを体験し、読み聞かせをしてもらうことで、子どもたちは本に親しみを感じるようになります。

小学生になって自分で文字が読めるようになって、誰かに本を読んでもらって一緒に物語の世界を体験することで、読書の楽しさを知り、自ら本へ手を伸ばすようになります。また、知りたいことやわからないことがある時、図鑑等の本を使って調べ、自ら調べ、学ぶ力や科学的・論理的な思考を身につけていきます。

中学・高校生になると、行動範囲や交友関係が広がり、読書をするよりも勉強や部活動などで忙しくなることやインターネットを通してのゲームに時間を費やしていることなど、読書から遠ざかってしまう子どもたちも多く見られます。

しかし思春期にあたるこの時期は、様々な悩みや関心を持つ時期でもあるため、読書をし、物語を楽しむとともに、多様な価値観を養うことは、子どもたちにとって非常に重要です。

たとえ一時的に読書から遠ざかっても、幼少期に読書に親しみ、読書習慣を身につけた子どもたちは、何かの機会に読書活動を再開することができると考えられます。

乳幼児期から思春期に至るまで、子どもたちが本を身近に感じ、読書に親しむ習慣を身につけられるよう、子どもの読書機会の提供、読書環境の整備・充実を進めます。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供・充実

① 家庭における読書活動の推進

子どもの読書活動は、日常生活の中で身近な大人から影響を受けて習慣化していきます。子どもが読書に親しむようになるには、子どもの成長に読書が大切な役割を果たすことを保護者に理解していただき、家庭で本に触れる機会をもつことが重要です。

保護者の読書活動に対する理解を高め、家庭における読書活動を推進するため、啓発活動を行います。

ア) ブックスタート事業（こども健康センター・市立図書館）

こども健康センターで実施している4か月児健康診査において、4種類の絵本から希望の1冊をお渡しし、保護者に乳幼児期からの絵本を介した親子のふれあいについてお伝えしています。

あわせて市立図書館で活動するおはなし会ボランティアによる絵本の紹介や読み聞かせ、市立図書館の利用案内やリーフレットの配付、行事の案内等を行い、保護者への啓発を行います。

イ) 子どもの読書に関する相談（市立図書館）

新刊や季節の本の案内、調べ物の支援等、子どもの読書に関する相談・レファレンス²⁸を充実させることで、家庭における読書活動を支援します。

ウ) 家庭での読書活動の啓発

（こども健康センター・保育所・幼稚園・学校・市立図書館）

子どもが自ら読書に親しむようになるために、様々な機会において、子どもの読書活動の重要性や、家庭における読書活動の役割について、保護者への啓発に努めます。

市立図書館のブックリストや保育所・幼稚園で作成した絵本だよりを配付することで、保護者が本を選びやすくなるように図書の情報提供に努めます。

また、市立図書館では、読み聞かせの方法や本の選び方の参考となるような講演会や講座を開催し、保護者への働きかけに努めます。

学校においては、学校だよりや図書館だよりで読書についての記事を掲載したり、読書感想文を夏休みの宿題にすることにより、家庭での読書を推進するよう指導しています。

28 レファレンス：利用者の調べものの相談に対して、図書館職員が参考になる図書や情報を提供すること。



(茨木市子育て応援キャラクター
「いばらっきーちゃん」)

②保育所・幼稚園・学校等における読書機会の提供・充実

すべての子どもが読書に親しむためには、子どもたちが多くの時間を過ごす学校や保育所・幼稚園における読書指導が重要な役割を果たします。子どもたちの読書が習慣となるよう、さまざまな取組を行います。

ア) 保育所・幼稚園における読書の習慣化への取組

年齢に応じたおはなしや絵本、紙芝居等を取り入れた保育を行うほか、絵本だよりや本の貸出を通じて、家庭への情報提供や読書の習慣化を図ります。

イ) 小・中学校における読書の習慣化への取組

司書教諭・学校図書館支援員・学校図書館ボランティアが連携し、学校図書館を活用した取組の充実を図ります。

各校が作成している「読書活動年間計画」に基づき、朝の一斉読書やおはなし会ボランティアによるおはなしや読み聞かせ、小学校で設定している「図書の時間」や各教科や総合的な学習の時間での調べ学習など、日頃から様々な形で本に触れる機会を設けることで、読書活動のきっかけづくり、習慣化に向けた指導を行います。

読書の習慣化の成果として、小・中学校では読書感想文や読書感想画・本の帯コンクールなどに応募し、読書活動の深化を進めています。

ウ) 障害のある子どもへの読書機会の提供

(保育所・幼稚園・学校・障害児通所事業所)

保育所では、障害のある子どもに対して、全体や小グループでの読み聞かせを実施する、1対1での読み聞かせに努めるなど個別の状況に応じて対応しています。

幼稚園では、興味関心に合わせた個別の読み聞かせの時間や場の確保、一斉読み聞かせにおいては個々の子どもの持つ特性に応じた支援に努めています。

学校では、子どもの実態に応じて各校で対応するために、司書教諭連絡会等において障害のある子どもたちの読書状況について情報交流を行い、効果的な指導方法について研修機会をつくります。

また、障害児通所事業所等で、療育の一環として子どもが興味を持った絵本の読み聞かせを行い、それぞれの子どもに応じた読書機会を提供します。

③市立図書館における読書機会の提供・充実

市立図書館は、子どもが読みたい本を自由に選んで、読書の楽しみを知ることができる場所です。地域における子どもの読書活動推進の拠点である市立図書館を子どもたちが親しみを感じながら気軽に利用し、楽しみながら読書ができるよう、さまざまな事業を行います。

ア)「おはなし会」の充実

子どもたちが、おはなしや絵本の読み聞かせに親しむ機会を提供するために、年齢や季節に応じた「おはなし会」を実施します。

また、市立保育所・幼稚園・小・中学校において、おはなし会ボランティアによるおはなし会を実施します。



(おはなし会の様子)

イ) 人形劇・工作等行事の開催

図書館を利用したことのない子どもたちにも来館してもらえるよう、人形劇などの行事を行います。また、工作などの行事を通して知的好奇心を育てるとともに、行事に関連する図書を紹介することで、日頃手にとらない図書にも興味を持てるよう努めます。

④地域における読書機会の提供・充実

子どもたちが日々を過ごす家庭や、保育所・幼稚園・学校のほかに、子どもの読書とかがわる場として地域があります。

川端康成文学館や公民館、青少年センター等が実施する事業の中で、子どもたちに読書の楽しさを知る機会を提供します。

ア) 川端康成文学館における読書機会の提供・充実

川端康成文学館では、夏休み期間を活用し、わかりやすく川端文学を解説する小・中学生向け文学講座を開催することにより、読書機会の提供に努めます。

イ) 公民館における読書機会の提供・充実

公民館で実施している講座等の機会を活用して絵本の紹介や読み聞かせを行い、読書機会の拡大に努めます。

ウ) 青少年センターにおける読書機会の提供・充実

青少年センター主催事業において、子どもと保護者がともに楽しめるよう、青少年による読み聞かせや市立図書館のおはなし会ボランティアによる読み聞かせ等を実施するなど、読書機会の提供に努めます。



(茨木市青少年健全育成キャラクター
「ほっとけん!」)

（２）子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

①身近に本のある環境づくり

子どもたちが本に触れることができる場所として保育所・幼稚園・学校・公民館等があります。これらの場所に、長年読み継がれ、今も変わらず楽しめる本が常に取り、子どもたちの興味をひきつけ、手に取りやすい環境を整備することで、いつでもどこでも、読みたい時に本に触れられる機会を提供します。

ア）子どもの本のコーナーの充実（男女共生センターローズWAM・多世代交流センター²⁹・保育所・幼稚園・学童保育室・公民館・青少年センター・教育センター）

図書の購入や市立図書館からの団体貸出やリサイクル図書の活用により、各施設に設置されている子どもの本のコーナーの充実に努めます。



（青少年センター図書コーナー）



（学童保育室図書コーナー）

29 多世代交流センター：高齢者及び子ども世代の活動を支援し、高齢者の活動拠点や子育て支援の場となることを目的とする施設。

②学校図書館の機能充実

学校図書館は、子どもの読書活動を支える重要な拠点です。

学校図書館には、児童・生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する機能と豊かな心を育む自由な読書活動の場としての機能があります。これらの機能を果たすため、教科学習に役立つ本を用意し、子どもたちがそれらを活用できるようにするとともに、読書意欲を刺激するような工夫に努めます。

ア) 子どもの本の選定・収集の充実

現状では、大部分の小・中学校で学校図書館図書標準³⁰の充足率が75～100%の達成状況であり、引き続き調べ学習・教科関連図書の収集に努めるとともに、市立図書館からのリサイクル図書を活用するなどして蔵書の充実を図り、子どもたちが来たくなる学校図書館づくりを進めます。

イ) 学校図書館運営体制の充実

本市では学校図書館のより円滑な管理・運営を図るため、平成 26 年度（2014 年度）から全小・中学校に学校図書館支援員を配置しています。

学校図書館支援員は専任の職員として学校図書館の業務を行い、開館日や開館時間の充実を図ります。また司書教諭・学校図書館ボランティア等と連携し、本を手に取りやすい展示の工夫や本の内容紹介等の図書館内の環境整備を進めるとともに、購入図書の選書や授業で利用する図書の収集に携わったりするなど、利用促進を図る取組を進めています。

市立図書館とは本の団体貸出や図書館見学など、さまざまな連携の充実に努めます。

30 学校図書標準：学校図書館の図書の充実を図るため、小・中学校及び特別支援学校の小・中学校部における、学級規模ごとの目標蔵書冊数を定めたもの。



(学校図書館館内の様子)



③市立図書館の機能充実

市立図書館は中央館及び4分館と、公民館やコミュニティセンター内に設置されている図書室が8分室あります。また、図書館から離れた地域については、移動図書館³¹が市内14か所に巡回しており、市内全域で図書館を利用できる環境整備に努めています。

しかし、「茨木市子ども読書活動に関するアンケート調査」では、市立図書館に行かない理由として「時間がない」「図書館が遠い」等の回答があげられました。

遠くても行きたいと子どもたちが思えるような市立図書館をめざして、利用促進のためのPRを活発に行うとともに、関係機関と連携し、もっとたくさん子どもたちに市立図書館へ来館してもらえる工夫をします。

また、市立図書館の利用が困難な子どもたちも、それぞれの状況に応じて豊かな読書活動ができるよう、資料や設備など読書環境の充実に努めます。

ア) 子どもの本の選定・収集の充実

子どもたちの知的好奇心を満たし、心に深く届く本を幅広く収集し、引き続き計画的に図書の購入を行い、資料の充実に努めます。

また、中学・高校生については読書経験の個人差が出てきたり、自らの進路や将来について考え始める時期であるため、様々な興味・関

31 移動図書館：自動車に図書や紙芝居を積み、図書館から離れた地域を中心に、市内14か所を巡回している。名前は「ともしび号」。

心に応えるための多様な資料が必要になります。そのため、市立図書館では児童書のほか、中学・高校生を対象とした一般書についても資料の充実に努めます。

イ) 子ども向け広報の充実

子どもたちに広く興味や親しみを持ってもらい、市立図書館を利用してもらえるよう、ホームページやちらしなどの多様な媒体により、利用案内及び行事案内を充実させます。

ウ) すべての子どもが利用しやすい環境づくり

＜障害のある子どもへの支援＞

関係各課との連携のもと、障害のある子どもにとって、利用しやすい環境づくりを進めます。

また、点字図書、録音図書、布の絵本³²等障害に応じた資料の提供を行います。

＜日本語を母国語としない子どもへの支援＞

外国語図書が探しやすいよう展示方法を検討するなど、利用拡大に努めます。

32 布の絵本：布地に絵や刺繍を施したり、アップリケを縫いつけてボタンなどを用いてはずしたり動かしたりできるもの。

2 基本方針Ⅱ 学校・地域等と市立図書館との連携による推進体制の整備

子どもの成長には保護者や教職員をはじめ、多くの大人が関わっています。

子どもたちが、いつでもどこでも自主的に読書活動を行うことができるようになるためには、子どもが多く時間を過ごす学校等の施設と地域の関連施設、さらに地域の生涯学習の拠点である市立図書館が連携体制を整備し、相互に協力しながら子どもの読書活動を推進していく必要があります。

(1) 保育所・幼稚園・学校等と市立図書館との連携

①市立図書館の利用促進

市立図書館が保育所・幼稚園や学校と連携して、子どもたちが図書館を身近に感じる機会を提供し、市立図書館の利用促進を図ります。

ア) 保育所・幼稚園への団体貸出の利用促進

市立図書館が保育所・幼稚園の読み聞かせ等に利用する本の団体貸出を実施します。

イ) 見学の受け入れ

中央図書館と4つの分館では、小学校や保育所・幼稚園からの見学を受け入れ、来館した子どもたちに利用案内、館内見学を実施します。

さまざまな資料を豊富に揃えて、読書や調べ物に利用できることなど市立図書館の魅力を伝えて、利用促進を図ります。

ウ) 職場体験の受け入れ

中央図書館と4つの分館において、中学校からの生徒の職場体験を受け入れます。

貸出・返却・書架整理等の業務を積極的に体験してもらい、資料を収集・整理・保存して市民の読書活動や調査研究を支えるという市立図書館の役割について理解してもらうことで、市立図書館を身近に感じ、親しむ機会を提供します。



(図書館見学の様子)



(職場体験の様子)

工) 市立図書館利用の促進

読書活動においても小・中学校間の連携を進め、互いの指導内容を継続的にするよう研修会を持つとともに、中学校卒業段階で市立図書館を利用するよう周知を行い、学校と市立図書館との連携を深めます。

②学校図書館との連携

市立図書館の豊富な蔵書と、職員の専門的な知識を活かして、学校図書館の運営に対する協力を行い、児童・生徒の学校図書館の利用促進を図ります。

ア) 学校への団体貸出の利用促進

市立図書館が学校の調べ学習等に利用する本の団体貸出を実施します。その際、物流システムを活用し、利便性を高めます。

イ) 市立図書館の司書による情報提供

市立図書館の司書が、学校の司書教諭及び学校図書館支援員に情報提供を行い、学校における市立図書館を活用した取組を支援します。

また、学校図書館の展示や子どもの本の選書・蔵書構成、除籍、修理などについて、市立図書館が協力できる体制をつくります。

（２）地域における関係機関と市立図書館の連携

①□ 生涯学習施設・保健施設等と市立図書館との連携

こども健康センター・公民館・市立図書館等、子どもが集まる生涯学習施設・保健施設等が連携することで、読書活動の重要性を周知するとともに、市立図書館の利用促進を図ります。

ア）生涯学習出前講座の実施

市立図書館の司書が、読み聞かせについての講座や図書の修理実演、市立図書館の利用案内等を行います。

イ）ブックリストの配付・活用

市立図書館の児童書紹介ブックリスト「おもしろい本みつけた」等を配付し、市立図書館を利用したことのない子どもと保護者にも、読書活動の大切さをお知らせします。

②地域団体・ボランティア等と市立図書館との連携

市立図書館が、地域団体やボランティアなど、子どもの読書活動に関わっている人たちと連携して、より多くの子どもたちに本に親しむ機会を提供します。

ア）地域団体・ボランティアのネットワークづくり

市立図書館が、子育てサークル等、子どもの読書にかかわる地域団体・ボランティア間の情報交換・交流を図り、連携・協働して子どもの読書活動を推進します。

(3) 子どもの読書に関わる人材の育成

子どもの成長に合わせて本を紹介し、読書意欲の向上を促すための取組には、図書館司書・司書教諭・学校図書館支援員・ボランティアなど多くの大人が関わっています。子どもと本をつなぐ人材の育成や知識・技能の向上に努め、子どもの読書活動を支援します。

ア) 児童サービス担当司書の養成（市立図書館）

児童サービスに携わる司書を養成するとともに、研修の充実を図り、子どもの読書活動を推進する取組を行います。

イ) 司書教諭・学校図書館支援員・学校図書館ボランティアの知識技能の向上（学校）

司書教諭・学校図書館支援員・学校図書館ボランティアの知識技能の向上のため、定期的に研修を行い、情報交換を行います。

ウ) 保育士・幼稚園教諭の読み聞かせ技術の向上（保育所・幼稚園）

園内における読み聞かせの時間をさらに充実したものにするため、保育士や幼稚園教諭の技術向上を図る研修を行います。

エ) おはなし会ボランティアの技術向上（市立図書館）

絵本の読み聞かせやおはなしに携わるボランティアの講習会及び技術向上のための研修会を定期的に実施します。

3 基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発

子どもの読書活動を推進するには、子どもに本を手渡し、読書の楽しみを知ってもらうだけでなく、保護者をはじめとする周囲の大人にも子どもの読書の大切さを伝え、理解を深めることが重要です。

さまざまな機会・方法で、子どもの読書活動に関する普及・啓発活動を実施します。

(1) 子どもの読書活動についての啓発・広報

広報誌やホームページ等を活用して、子どもの読書活動に関する情報を積極的に発信します。また、保護者や多くの市民に子どもの読書活動の意義を理解していただけるよう、子どもの読書に関する講演会・講座を開催し、啓発活動を行います。

ア)「子ども読書の日」³³の普及（市立図書館）

「子ども読書の日」（4月 23 日）及び「こどもの読書週間」³⁴（4月 23 日～5月 12 日）に合わせて、おはなし会ボランティアによるおはなし会や関連行事を開催し、読書活動の推進を図ります。

イ) 講習会・読み聞かせ会の開催（幼稚園）

幼少期の読書活動が小学校入学以降の学習に影響している統計があるので、保護者を対象に講習会や読み聞かせ会などを園行事の中に組み込みます。

ウ) 講演会・講座の開催（市立図書館・公民館）

子どもの読書に関する講演会や講座を開催し、子どもの読書活動の意義について、啓発を図ります。

33 子ども読書の日：「子どもの読書活動の推進に関する法律」により定められている。

34 こどもの読書週間：子ども読書の日から5月12日の約3週間。子どもに読書の楽しみや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身につけようとする機会として設けられた。

エ) 本市にゆかりのある作家と作品の紹介・普及

(文化振興課・市立図書館)

本市にゆかりのある作家とその作品について、川端康成文学館、富士正晴記念館、宮本輝ミュージアムの関連施設が連携して、子どもたちにわかりやすい情報提供に努めます。

(2) 多様な図書の情報提供

子どもが充実した読書活動を行うためには、子どもの興味や関心を尊重しつつ、より一層読書の世界を広げていけるような図書を周りの大人が手渡していく必要があります。

ブックリストの作成・配付や特集コーナーの設置、ホームページなどを通じて情報提供を行うことにより、長年読み継がれてきた図書や、子どもの目に留まりにくい図書なども紹介し、子どもが様々な本に出会う機会を提供します。

ア) ブックリストの作成・配付 (市立図書館)

乳幼児から中学生までの年齢に応じたおすすめの本を紹介する「おもしろい本みつけた」などのブックリストを引き続き作成し、市立図書館・学校等を通じて配付し、本のおもしろさや楽しさに気づくことができるよう情報提供に努めます。

また、今後対象を高校生まで広げたブックリストについても作成し、中学・高校生に対する情報提供の充実を図ります。さらに、市立図書館で「おもしろい本みつけた」などのブックリストに掲載した本を展示し、閲覧・貸出の促進を図ります。



(ブックリスト「おもしろい本みつけた」)

イ) 絵本だよりの作成・配付（保育所・幼稚園）

絵本の内容紹介や、子どもたちに伝えたいことを盛り込んだ絵本だよりを発行し、保護者への啓発に取り組みます。

4 推進体制の整備

今後、子どもの読書活動をさらに推進していくためには、家庭・地域・学校など多くの人々の連携・協力が必要です。現在もそれぞれの役割を果たしつつ、さまざまな取組を進めていますが、子どもを中心にそれらがつながったとき、より効果的な推進が図られます。一人ひとりの子どもたちが、周囲の大人たちのつながりの中で、さまざまな機会に本や読書に親しみ、自ら読書する習慣を身につけることで、人生を豊かにして欲しいと考えます。

本計画の実施にあたっては、庁内の関係各課が連携し、子どもをとりまく社会情勢や国及び大阪府の動向など、計画期間中のさまざまな状況の変化に柔軟に対応しながら、計画を総合的に推進していきます。

計画の進行管理につきましては、子どもの読書活動の状況を継続的に把握するために、市内の小・中学校の児童・生徒や保育所・幼稚園の保護者に対して、定期的にアンケート調査を実施します。また、庁内の子どもの読書活動に関係する各課で構成する連絡会を開催し、毎年、各課の取組の進捗状況についてとりまとめて、点検及び評価を行います。

さらに各課の取組の進捗状況につきまして、学識経験者などで構成される「茨木市図書館協議会」において報告し、意見を聴き、取組に反映します。

子どもたちが成長して大人になったとき、本市でたくさんの本に出会った経験があって、大人になってからも読書を楽しんでいる、その大人が次の世代の子どもたちに本を読む楽しさをつないでいける「本が好きなまち・茨木」をめざして、さまざまな取組を進めていきます。

資料編

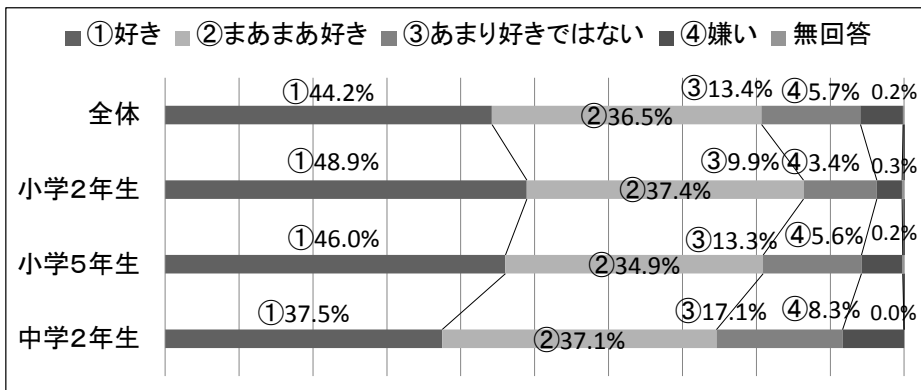
子ども読書活動に関するアンケート調査結果(平成26年度)口

【資料編】 1

対象: 小学2年生、小学5年生、中学2年生

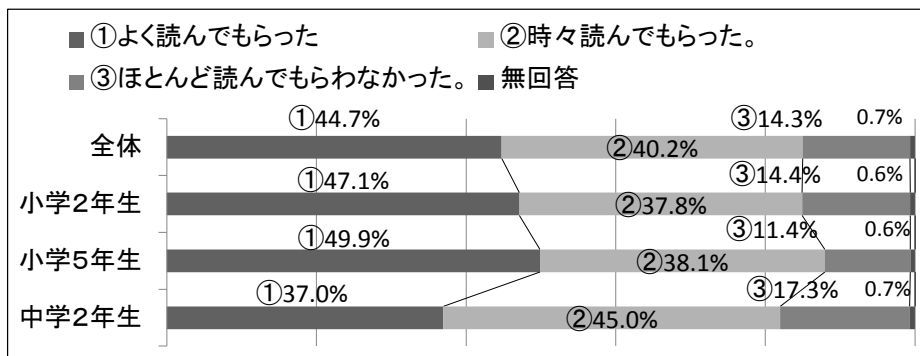
問1 あなたは、本を読むのが好きですか。

	①好き	②まあまあ好き	③あまり好きではない	④嫌い	無回答
全体 (4,244人)	1,877人	1,548人	568人	244人	7人
小学2年生 (1,426人)	698人	534人	141人	49人	4人
小学5年生 (1,436人)	661人	501人	191人	80人	3人
中学2年生 (1,382人)	518人	513人	236人	115人	0人



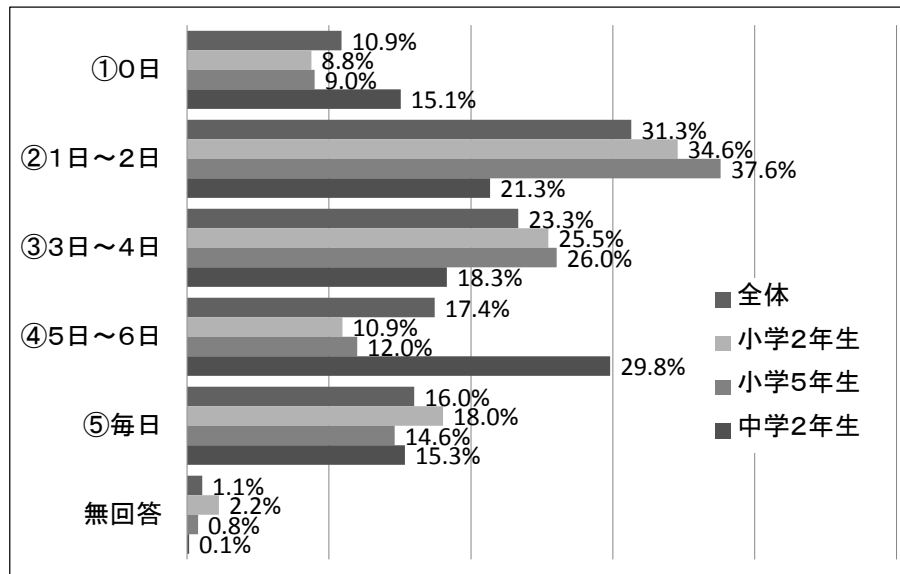
問2 小さい頃に家の人に本を読んでもらったことがありますか。

	①よく読んでもらった	②時々読んでもらった	③ほとんど読んでもらわなかった	無回答
全体 (4,244人)	1,899人	1,708人	609人	28人
小学2年生 (1,426人)	672人	539人	206人	9人
小学5年生 (1,436人)	716人	547人	164人	9人
中学2年生 (1,382人)	511人	622人	239人	10人



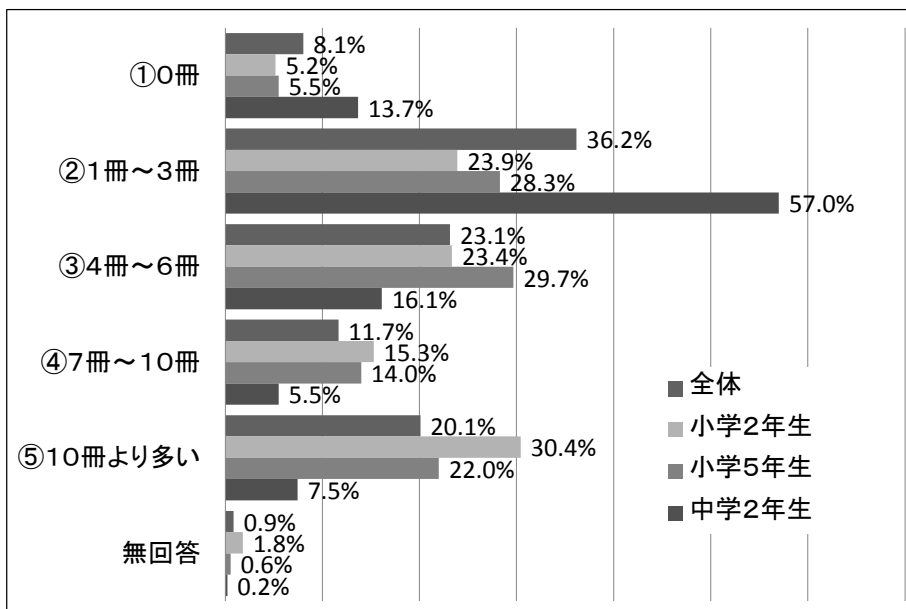
問3 あなたは、1週間のうち何日、本を読みますか。

	①0日	②1日～2日	③3日～4日	④5日～6日	⑤毎日	無回答
全体 (4,244人)	462人	1,328人	990人	740人	679人	45人
小学2年生 (1,426人)	125人	493人	363人	156人	257人	32人
小学5年生 (1,436人)	129人	540人	374人	172人	210人	11人
中学2年生 (1,382人)	208人	295人	253人	412人	212人	2人



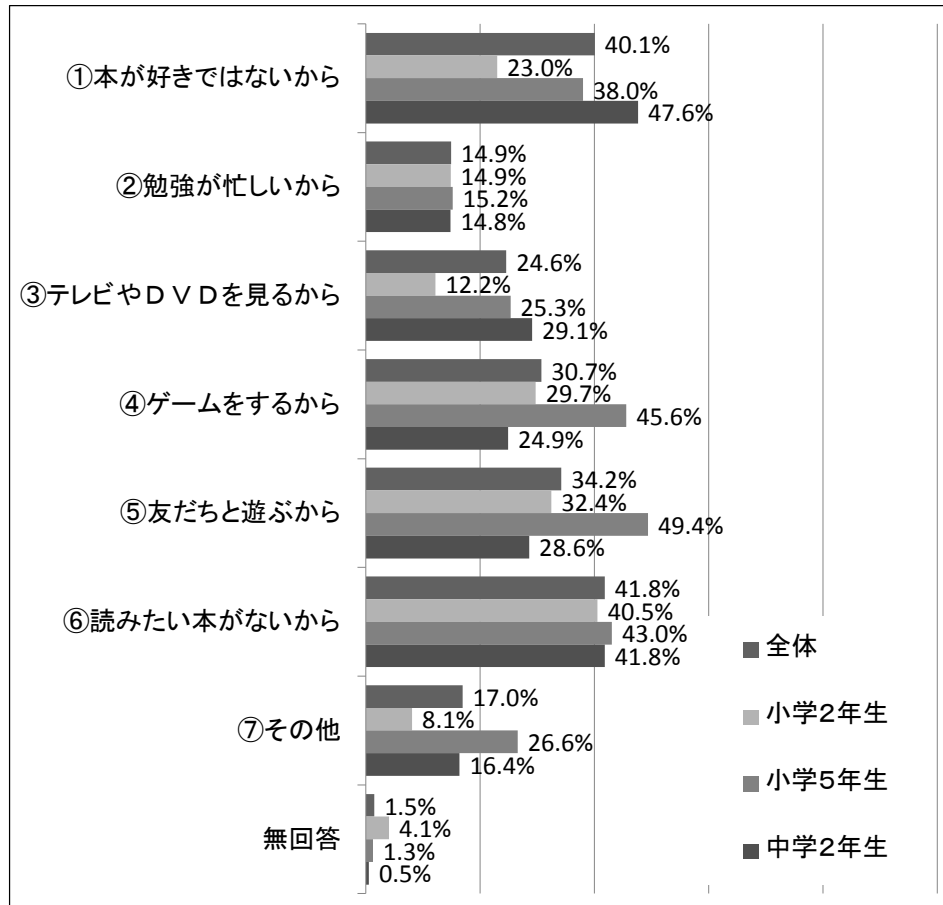
問4 この1か月の間に何冊本を読みましたか。

	①0冊	②1冊～3冊	③4冊～6冊	④7冊～10冊	⑤10冊より多い	無回答
全体 (4,244人)	342人	1,535人	982人	495人	853人	37人
小学2年生 (1,426人)	74人	341人	333人	218人	434人	26人
小学5年生 (1,436人)	79人	406人	426人	201人	316人	8人
中学2年生 (1,382人)	189人	788人	223人	76人	103人	3人



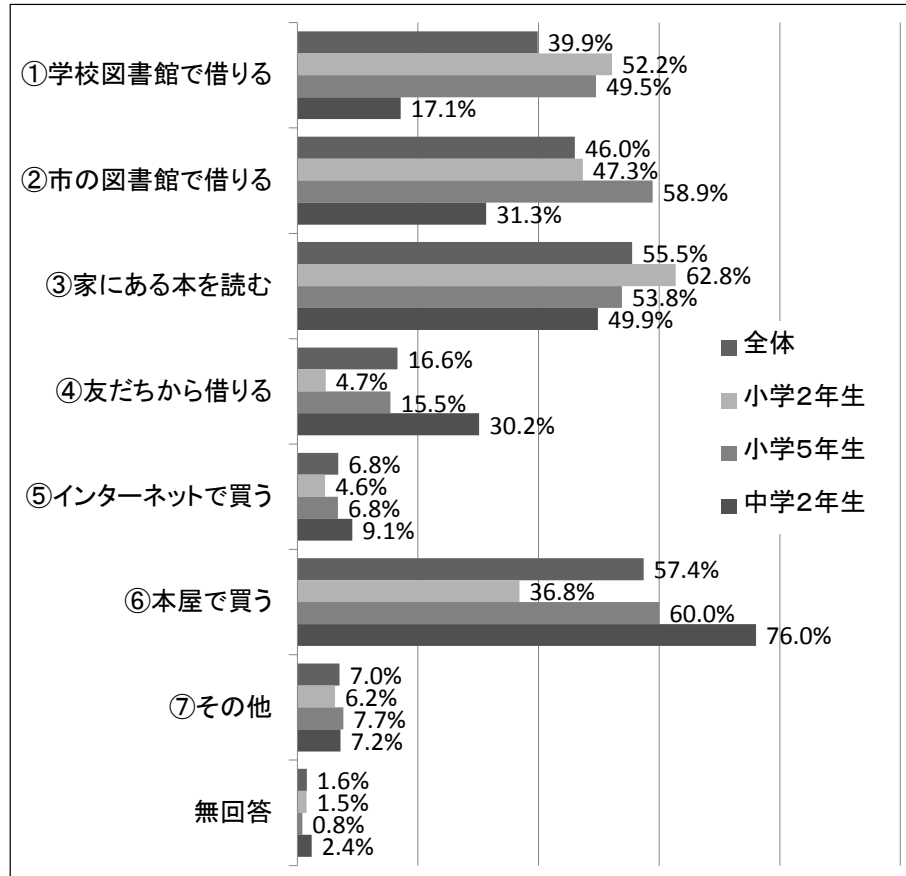
問5 (問4で1と答えた人)本を読まなかったのはなぜですか。(複数回答可)

	①本が 好きで はない から	②勉強 が忙し いから	③テレビ やDVD を見る から	④ゲーム をする から	⑤友だち と遊ぶ から	⑥読み たい本 がない から	⑦その他	無回答
全体 (342人)	137人	51人	84人	105人	117人	143人	58人	5人
小学2年生 (74人)	17人	11人	9人	22人	24人	30人	6人	3人
小学5年生 (79人)	30人	12人	20人	36人	39人	34人	21人	1人
中学2年生 (189人)	90人	28人	55人	47人	54人	79人	31人	1人



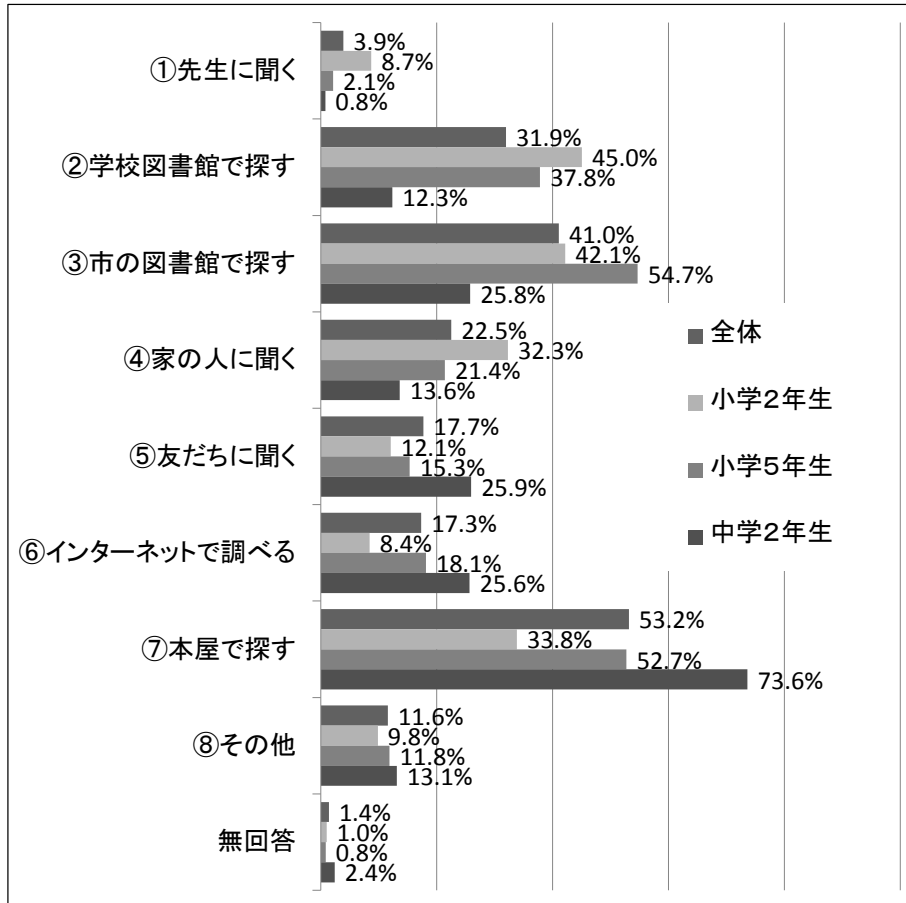
問6 あなたは、読みたい本をどのようにして用意しますか。(複数回答可)

	①学校図書館で借りる	②市の図書館で借りる	③家にある本を読む	④友だちから借りる	⑤インターネットで買う	⑥本屋で買う	⑦その他	無回答
全体 (4,244人)	1,692人	1,954人	2,357人	706人	289人	2,438人	298人	67人
小学2年生 (1,426人)	744人	675人	895人	67人	66人	525人	89人	22人
小学5年生 (1,436人)	711人	846人	773人	222人	97人	862人	110人	12人
中学2年生 (1,382人)	237人	433人	689人	417人	126人	1,051人	99人	33人



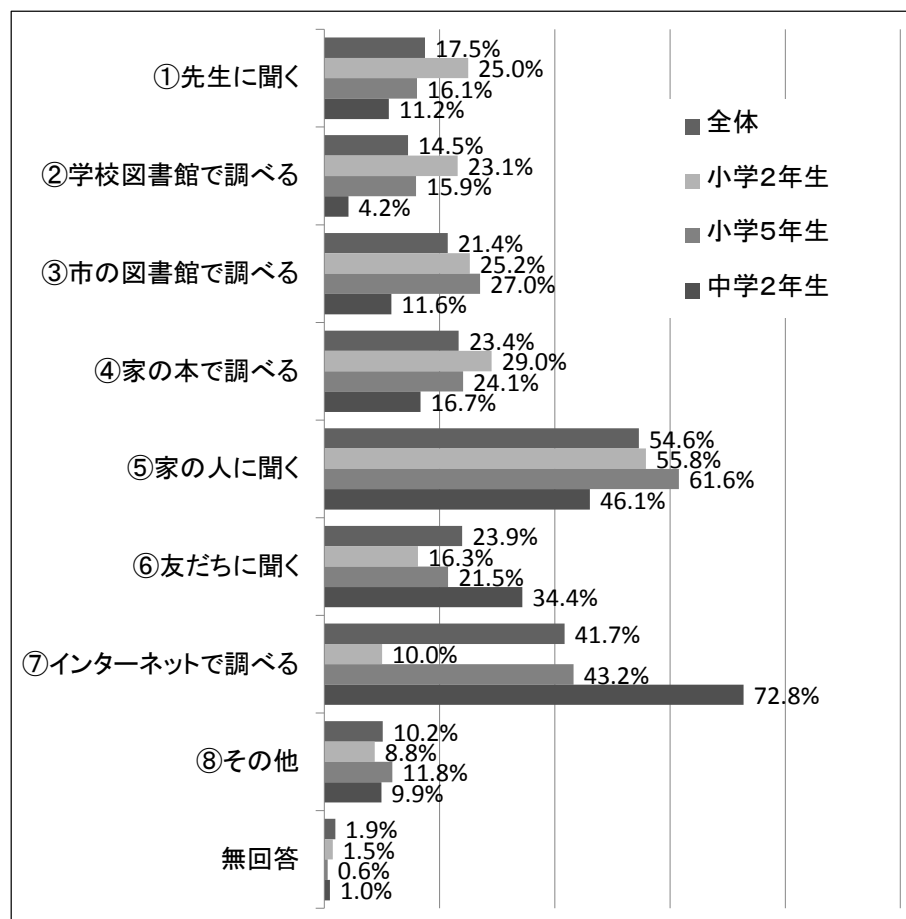
問7 読みたい本をどのようにして探しますか。(複数回答可)

	①先生に聞く	②学校図書館で探す	③市の図書館で探す	④家の人に聞く	⑤友達に聞く	⑥インターネットで調べる	⑦本屋で探す	⑧その他	無回答
全体 (4,244人)	165人	1,355人	1,742人	955人	750人	734人	2,256人	491人	59人
小学2年生 (1,426人)	124人	642人	601人	460人	172人	120人	482人	140人	14人
小学5年生 (1,436人)	30人	543人	785人	307人	220人	260人	757人	170人	12人
中学2年生 (1,382人)	11人	170人	356人	188人	358人	354人	1,017人	181人	33人



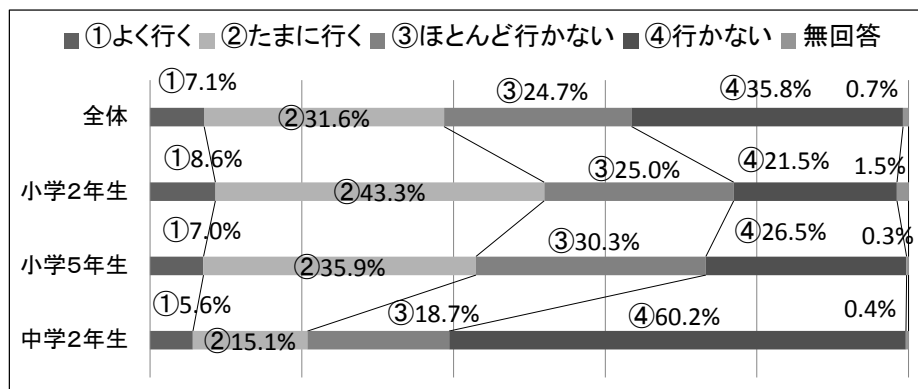
問8 知りたいことや、わからないことがあった時、どのようにして調べますか。(複数回答可)

	①先生に 聞く	②学校 図書館 で調べる	③市の 図書館 で調べる	④家の 本で調 べる	⑤家の人 に聞く	⑥友達に 聞く	⑦インタ ーネット で調べる	⑧その他	無回答
全体 (4,244人)	742人	617人	909人	991人	2,317人	1,016人	1,770人	432人	81人
小学2年生 (1,426人)	356人	330人	360人	414人	796人	232人	143人	125人	21人
小学5年生 (1,436人)	231人	229人	388人	346人	884人	309人	621人	170人	9人
中学2年生 (1,382人)	155人	58人	161人	231人	637人	475人	1,006人	137人	14人



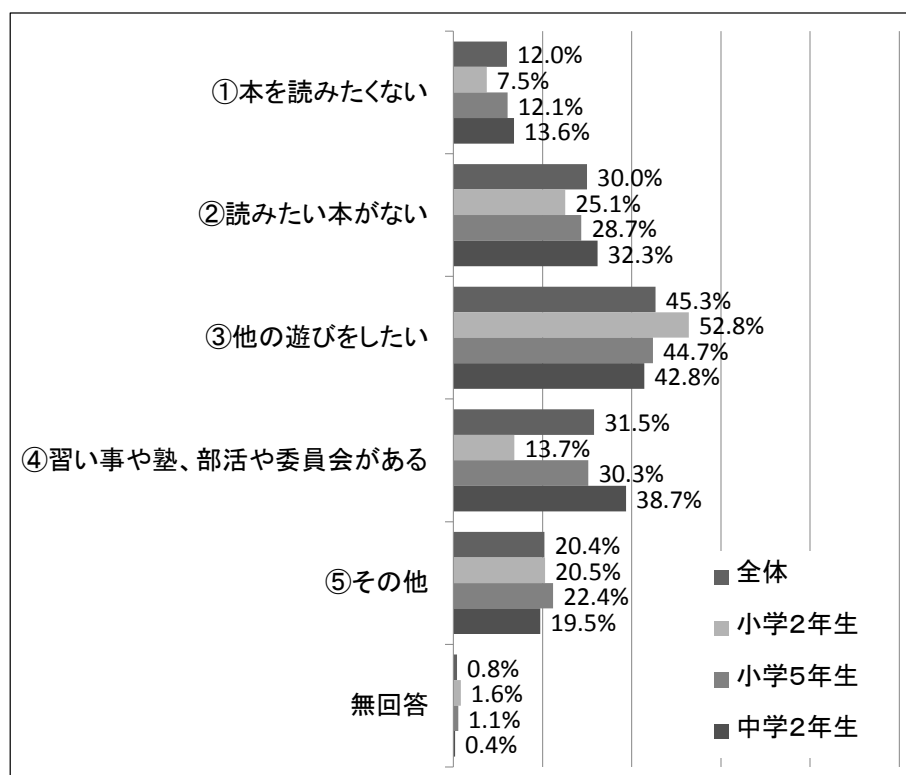
問9 休み時間や放課後に、学校図書館に行きますか。(図書の時間は除く)

	①よく行く	②たまに行く	③ほとんど行かない	④行かない	無回答
全体 (4,244人)	302人	1,343人	1,049人	1,519人	31人
小学2年生 (1,426人)	123人	618人	356人	307人	22人
小学5年生 (1,436人)	101人	516人	435人	380人	4人
中学2年生 (1,382人)	78人	209人	258人	832人	5人



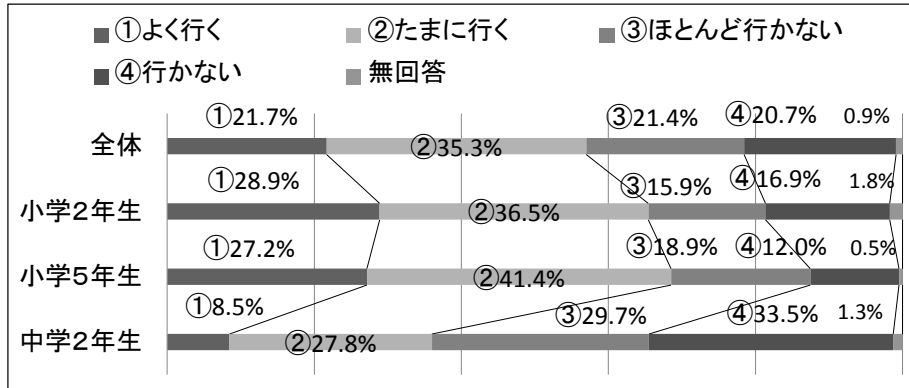
問10 (問9で4と答えた人) 学校図書館に行かないのはなぜですか。(複数回答可)

	①本を読みたくない	②読みたい本がない	③他の遊びをしたい	④習い事や塾、部活や委員会がある	⑤その他	無回答
全体 (1,519人)	182人	455人	688人	479人	310人	12人
小学2年生 (241人)	23人	77人	162人	42人	63人	5人
小学5年生 (173人)	46人	109人	170人	115人	85人	4人
中学2年生 (463人)	113人	269人	356人	322人	162人	3人



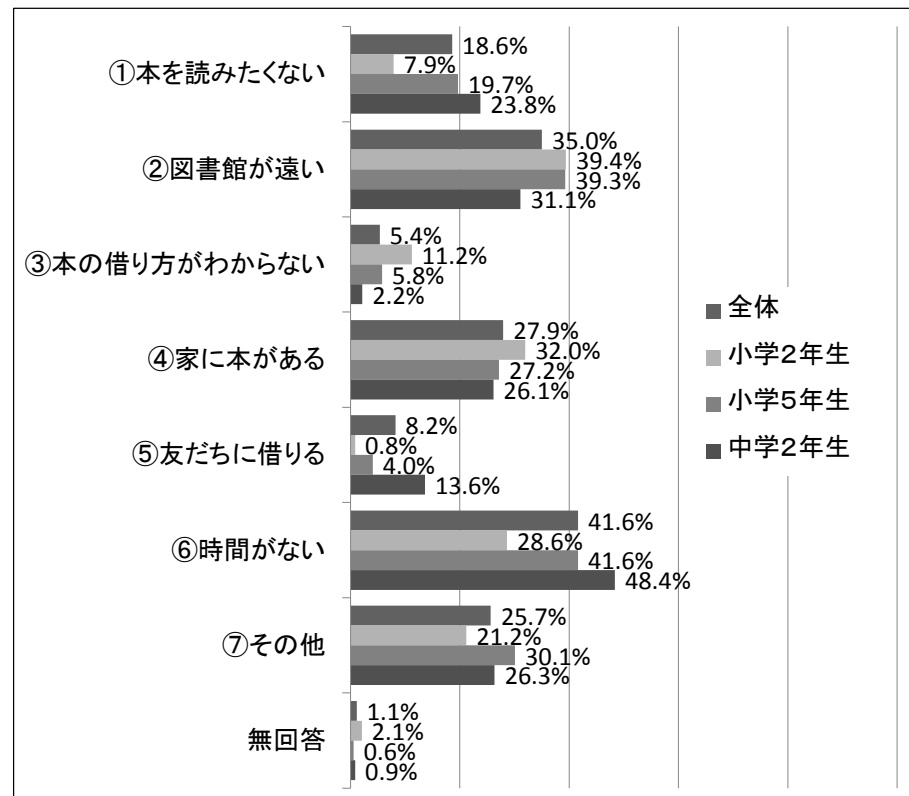
問11 あなたは、市の図書館へ行きますか

	①よく行く	②たまに行く	③ほとんど行かない	④行かない	無回答
全体 (4,244人)	920人	1,499人	910人	877人	38人
小学2年生 (1,426人)	412人	521人	227人	241人	25人
小学5年生 (1,436人)	390人	594人	272人	173人	7人
中学2年生 (1,382人)	118人	384人	411人	463人	18人



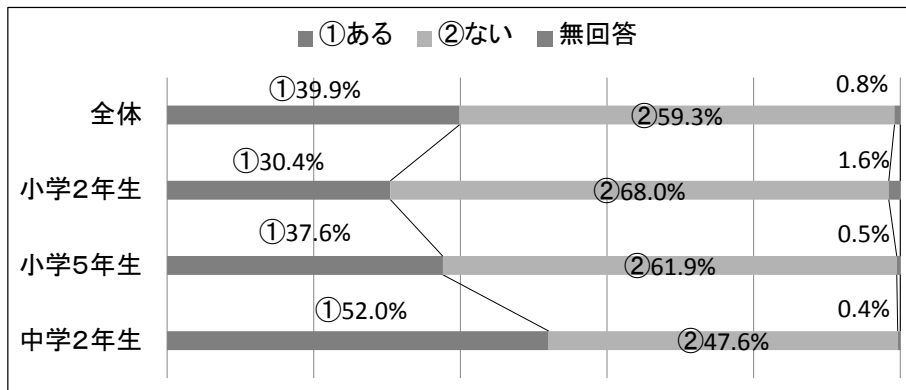
問12 (問11で④と答えた人)市の図書館へ行かないのはなぜですか。(複数回答可)

	①本を読みたくない	②図書館が遠い	③本の借り方がわからない	④家に本がある	⑤友だちに借りる	⑥時間がない	⑦その他	無回答
全体 (877人)	163人	307人	47人	245人	72人	365人	225人	10人
小学2年生 (241人)	19人	95人	27人	77人	2人	69人	51人	5人
小学5年生 (173人)	34人	68人	10人	47人	7人	72人	52人	1人
中学2年生 (463人)	110人	144人	10人	121人	63人	224人	122人	4人



問13 インターネットや携帯電話で、物語やマンガなどを読んだことがありますか。

	①ある	②ない	無回答
全体 (4,244人)	1,693人	2,516人	35人
小学2年生 (1,426人)	434人	969人	23人
小学5年生 (1,436人)	540人	889人	7人
中学2年生 (1,382人)	719人	658人	5人

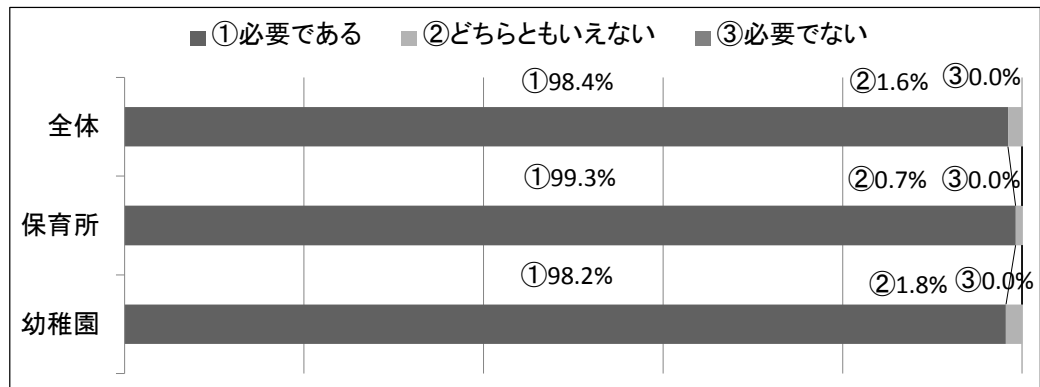


子ども読書活動に関するアンケート調査結果(平成26年度)

対象:4歳児の保護者

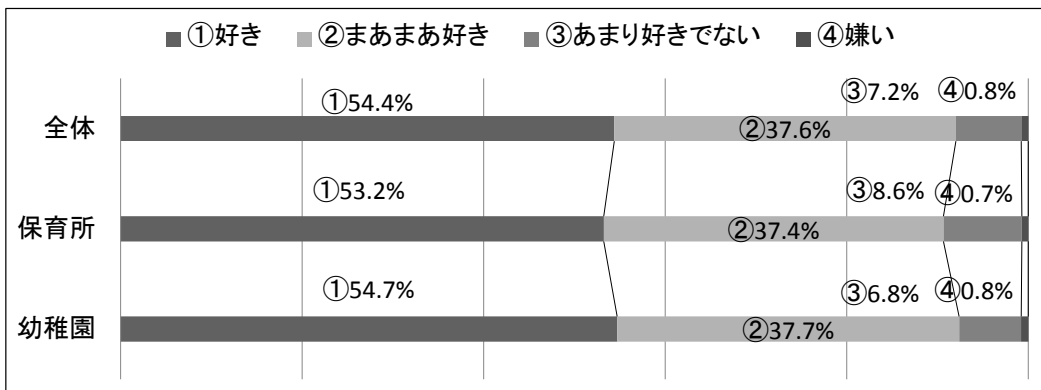
問1 子どもが本を読むことや本に興味を持つことは、子どもの成長に必要なことだと思いますか。

	①必要である	②どちらともいえない	③必要でない
全体 (638人)	628人	10人	0人
保育所 (139人)	138人	1人	0人
幼稚園 (499人)	490人	9人	0人



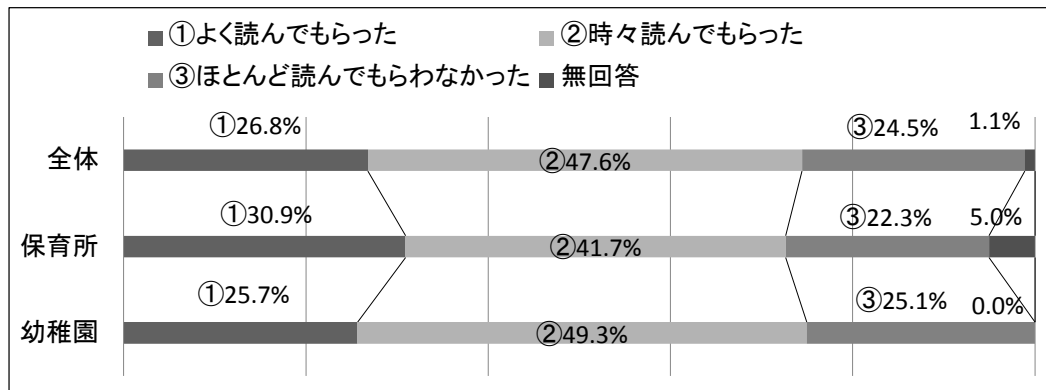
問2 本を読むのが好きですか。

	①好き	②まあまあ好き	③あまり好きでない	④嫌い
全体 (638人)	347人	240人	46人	5人
保育所 (139人)	74人	52人	12人	1人
幼稚園 (499人)	273人	188人	34人	4人



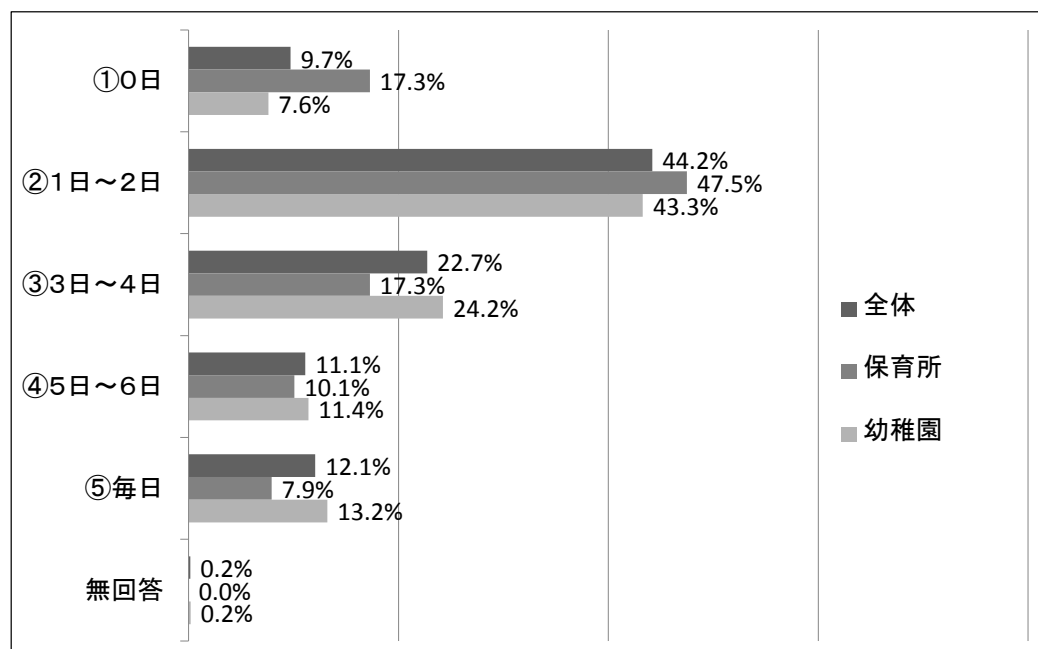
問3 子どもの頃に、家の人に本を読んでもらったことがありますか。

	①よく読んでもらった	②時々読んでもらった	③ほとんど読んでもらわなかった	無回答
全体 (638人)	171人	304人	156人	7人
保育所 (139人)	43人	58人	31人	7人
幼稚園 (499人)	128人	246人	125人	0人



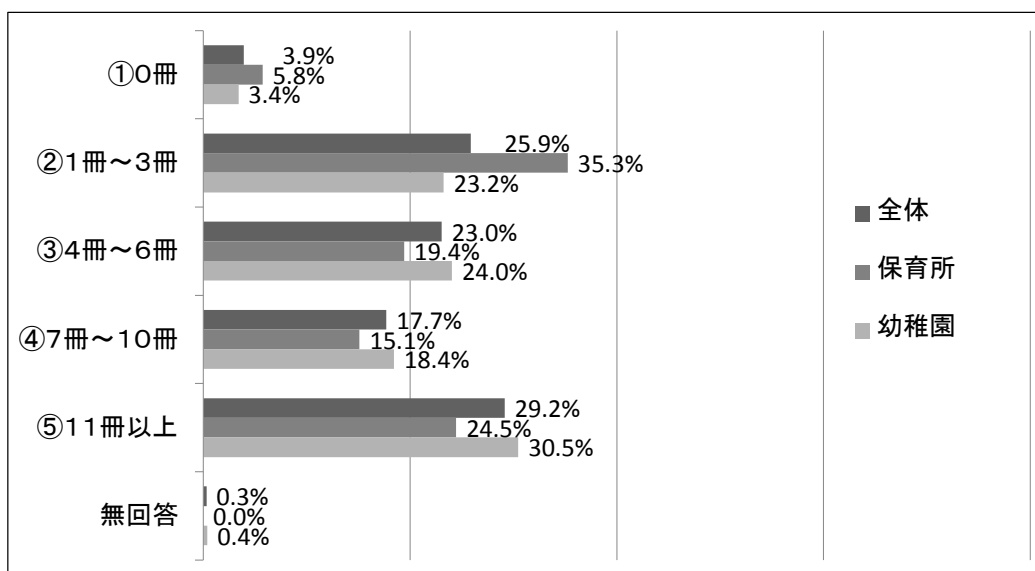
問4 子どもに1週間のうち何日、本を読んであげますか。

	①0日	②1日～2日	③3日～4日	④5日～6日	⑤毎日	無回答
全体 (638人)	62人	282人	145人	71人	77人	1人
保育所 (139人)	24人	66人	24人	14人	11人	0人
幼稚園 (499人)	38人	216人	121人	57人	66人	1人



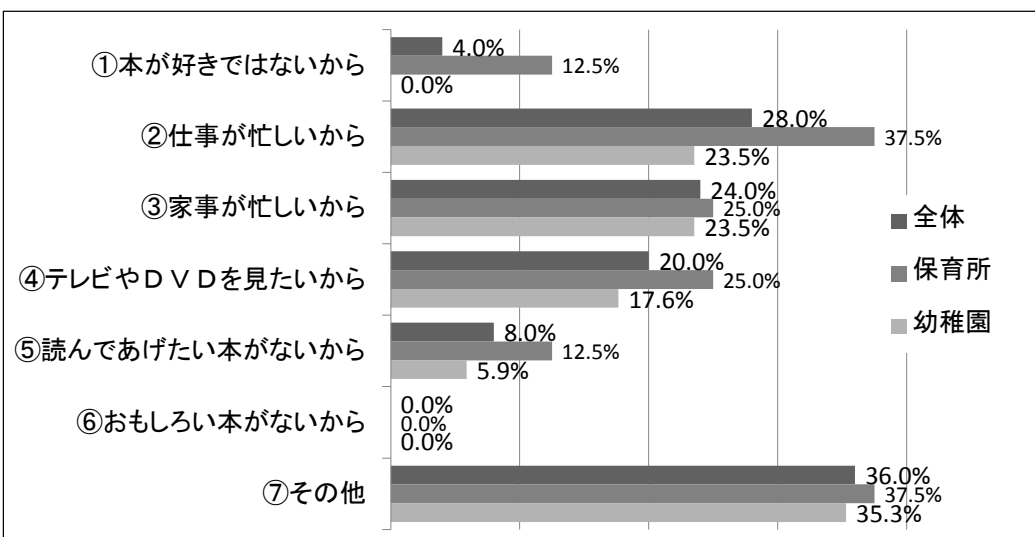
問5 子どもに最近1か月で何冊本を読んであげましたか。

	①0冊	②1冊～3冊	③4冊～6冊	④7冊～10冊	⑤11冊以上	無回答
全体 (638人)	25人	165人	147人	113人	186人	2人
保育所 (139人)	8人	49人	27人	21人	34人	0人
幼稚園 (499人)	17人	116人	120人	92人	152人	2人



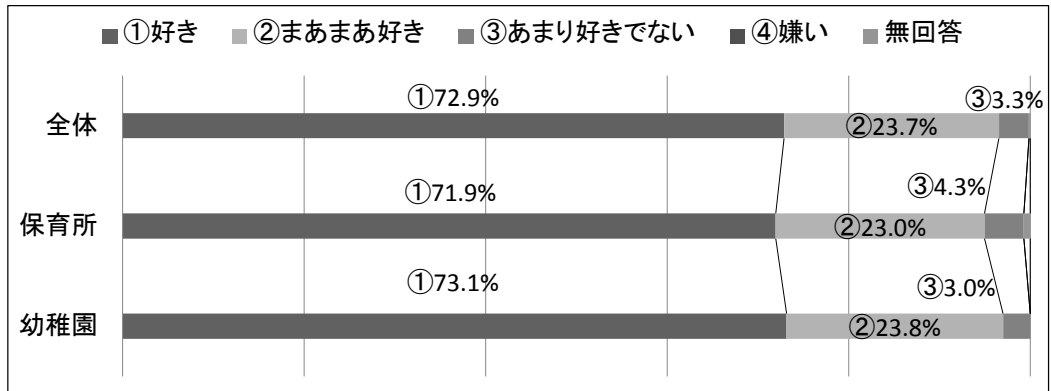
問6 (問5で1を選んだ人)その理由を教えてください。(複数回答可)

	①本が好きではないから	②仕事が忙しいから	③家事が忙しいから	④テレビやDVDを見たいから	⑤読んであげたい本がないから	⑥おもしろい本がないから	⑦その他
全体 (25人)	1人	7人	6人	5人	2人	0人	9人
保育所 (8人)	1人	3人	2人	2人	1人	0人	3人
幼稚園 (17人)	0人	4人	4人	3人	1人	0人	6人



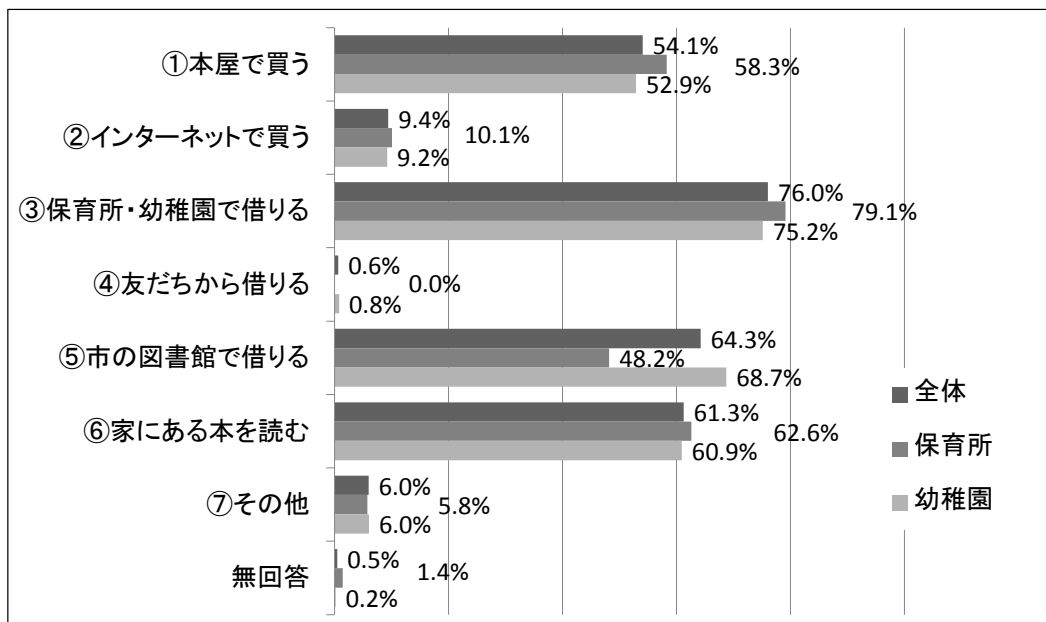
問7 あなたの子どもは、本を読んでもらうことが好きですか。

	①好き	②まあまあ好き	③あまり好きでない	④嫌い	無回答
全体 (638人)	465人	151人	21人	0人	1人
保育所 (139人)	100人	32人	6人	0人	1人
幼稚園 (499人)	365人	119人	15人	0人	0人



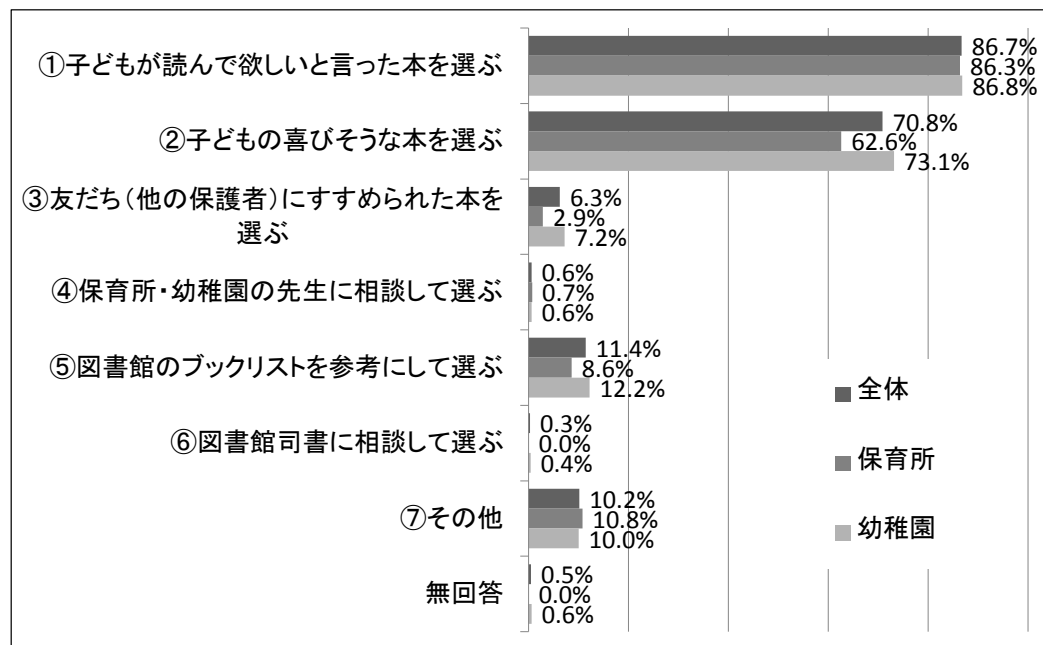
問8 子どもの本をどのようにして用意しますか。(複数回答可)

	①本屋で買う	②インターネットで買う	③保育所・幼稚園で借りる	④友だちから借りる	⑤市の図書館で借りる	⑥家にある本を読む	⑦その他	無回答
全体 (638人)	345人	60人	485人	4人	410人	391人	38人	3人
保育所 (139人)	81人	14人	110人	0人	67人	87人	8人	2人
幼稚園 (499人)	264人	46人	375人	4人	343人	304人	30人	1人



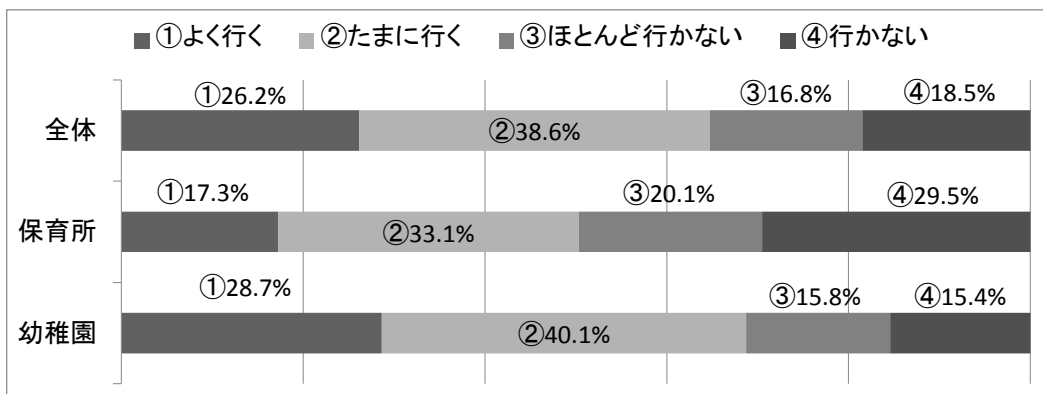
問9 子どもの本をどのようにして選びますか。(複数回答可)

	①子どもが読んで欲しいと言った本を選ぶ	②子どもの喜びそうな本を選ぶ	③友だち(他の保護者)にすすめられた本を選ぶ	④保育所・幼稚園の先生に相談して選ぶ	⑤図書館のブックリストを参考にして選ぶ	⑥図書館司書に相談して選ぶ	⑦その他	無回答
全体 (638人)	553人	452人	40人	4人	73人	2人	65人	3人
保育所 (139人)	120人	87人	4人	1人	12人	0人	15人	0人
幼稚園 (499人)	433人	365人	36人	3人	61人	2人	50人	3人



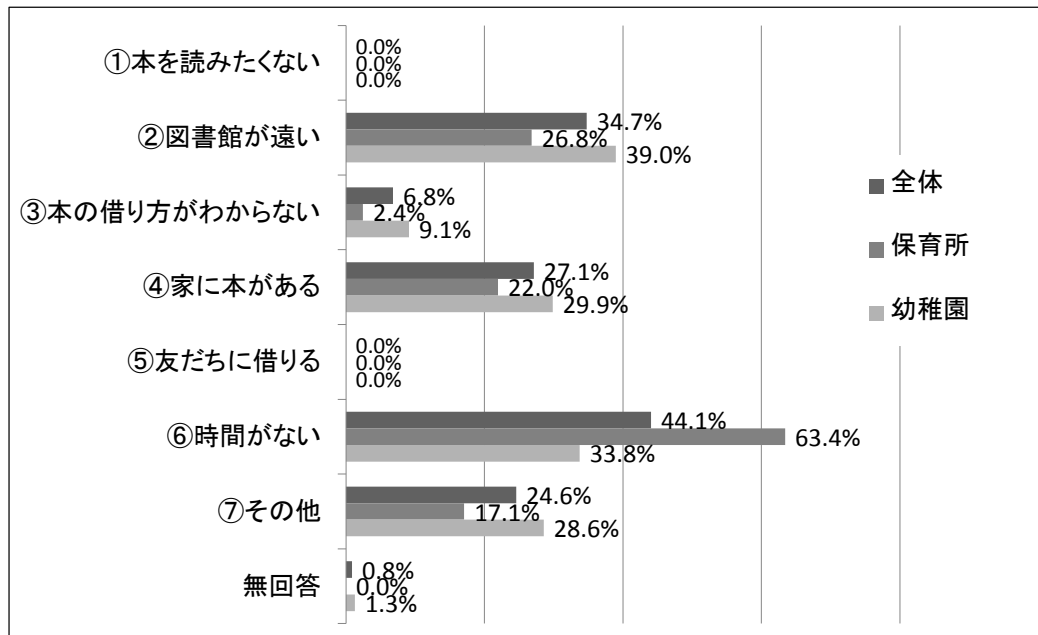
問10 子どもをつれて市立の図書館へ行きますか。

	①よく行く	②たまに行く	③ほとんど行かない	④行かない
全体 (638人)	167人	246人	107人	118人
保育所 (139人)	24人	46人	28人	41人
幼稚園 (499人)	143人	200人	79人	77人



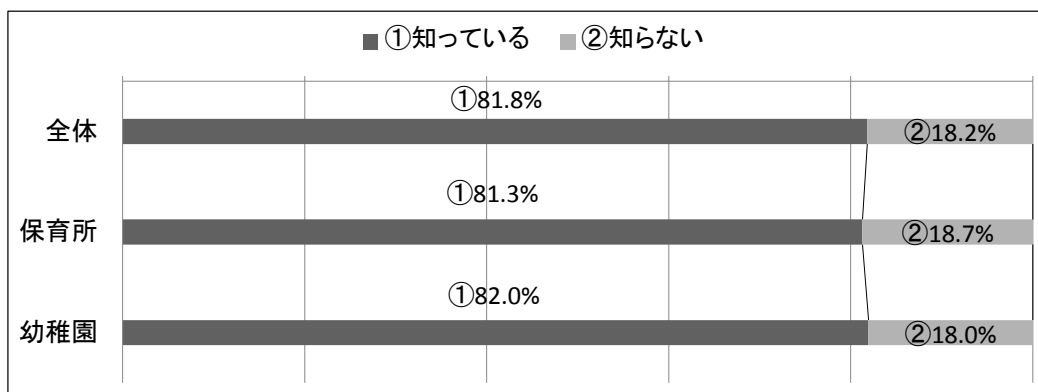
問11 (問10で4を選んだ人)その理由を教えてください。(複数回答可)

	①本を読みたくない	②図書館が遠い	③本の借り方がわからない	④家に本がある	⑤友だちに借りる	⑥時間がない	⑦その他	無回答
全体 (118人)	0人	41人	8人	32人	0人	52人	29人	1人
保育所 (41人)	0人	11人	1人	9人	0人	26人	7人	0人
幼稚園 (77人)	0人	30人	7人	23人	0人	26人	22人	1人



問12 子ども健康センターで乳児の4か月児健診時に絵本を手渡す「ブックスタート」を知っていますか。

	①知っている	②知らない
全体 (638人)	522人	116人
保育所 (139人)	113人	26人
幼稚園 (499人)	409人	90人



茨木市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、（仮称）第2次茨木市子ども読書活動推進計画（第2において「推進計画」という。）を策定するに当たり、茨木市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）推進計画の策定に関すること。
- （2）推進計画の実施に向けた総合的な調整に関すること。
- （3）その他推進計画の策定について必要な事項

（組織）

第3 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

（委員長等）

第4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育委員会教育総務部長の職にある者を、副委員長は同学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から実施する。

別表

こども育成部長	教育委員会教育総務部長	同学校教育部長	文化振興課長
人権・男女共生課長	保健医療課長	こども政策課長	子育て支援課長
保育幼稚園課長	学童保育課長	教育委員会教育政策課長	同社会教育振興課長
同青少年課長	同中央図書館長	同学校教育推進課長	同教育センター所長

子どもの読書活動の推進に関する法律

公布：平成13年12月12日法律第154号

施行：平成13年12月12日

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第２次茨木市子ども読書活動推進計画

平成２７年（２０１５年）３月

発行 茨木市

編集 茨木市教育委員会 教育総務部 中央図書館

〒５６７－００２８ 茨木市畑田町１－５１

ＴＥＬ ０７２－６２７－４１２９

ＦＡＸ ０７２－６２７－７９３６

ＵＲＬ <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/toshokan/index.html>
